

教育民生常任委員会

(平成24年11月12日)

樋口博己委員長

こんにちは。

きょうは、教育民生常任委員会の所管事務調査ということで進めたいと思います。後半部分は、協議会ということで、切りかえて行ってまいります。

そして、事前にご通知をさせていただいておりますけれども、本日は所管事務調査が3項目で協議会が2項目と大変盛りだくさんになっております。当然資料もたくさんございますので、5時を何とかめどにご議論いただきたいと思いますと思っております。

まず最初に、所管事務調査に入る前に、お手元に、先般、市立四日市病院の財政融資、歳入の繰り上げ返済についての考え方の、ペナルティーについての資料がございますので、ご確認いただきたいと思います。国の制度と、あと、民間百五銀行との契約書になっておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。

まず最初に、三師会の補助金についてということで、健康部が出席いただいておりますので、まず、中濱健康部長から一言ご挨拶の後、説明をお願いしたいと思います。

中濱健康部長

こんにちは。

今回、所管事務調査に上げていただきまして、説明をさせていただきます。資料、大分分厚くなっておりますけれども、逐次説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

8月の定例月議会の中で、各委員のほうからも三師会への補助金につきまして大変ご意見をいただきまして、委員長報告の中でもご指摘いただきまして、今後、見直し、改革、あるいは、対処の現状につきまして、部としての見解をまとめ、報告をということ、あるいは、今後、平成25年度予算の提出においては、それらへの対応についての説明もあわせて文書で出せというようなご指摘もいただいております。きょうはその部分につきましてまとめました部分を中心にご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

樋口博己委員長

それでは、加藤健康部次長。

加藤健康部次長

それでは、資料につきまして簡単に説明をさせていただきます。

資料、めくっていただきまして、1ページでございます。三師会補助金の見直しについてというタイトルがついてございます。

まず1として、三師会補助金の見直しについてということでございまして、まず1番、経過といたしまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会、この三師会への補助金につきましては、平成22年度に福祉部から健康部に所管が移りまして、それを機に従来の協力金という考え方を見直しまして、市からの委託事業、あるいは、依頼業務に係る事務に必要な経費に対する補助金、それと、それぞれの団体が地域医療の推進に向けて実施する諸活動に係る経費に対する補助金ということで整理をいたしまして、四日市市・四日市医師会等連携推進事業実施要綱を作成して適正化を図ってきたところでございます。

次に、現状ということで、各団体におきましては、非常に多岐にわたる事業を実施しておりまして、それらに係る補助対象経費を整理するには大変複雑な作業が必要となっておりますことから、市といたしましては、補助金関係の提出書類の内容につきまして改善を図るよう引き続き指導を継続しておるところでございます。

3番目の今後の取り組みということで、この三師会に対する補助金につきましては、改めまして市の補助金等交付基準に沿って補助対象経費の精査と、より適正なものとしていくよう要綱の見直しについて各団体と協議をしております。

それで、その後、資料でございますけれども、2ページから先ほど申し上げました要綱のコピーをつけさせていただいております。ずっとめくっていただきまして、様式も含めまして、9ページまでが要綱になります。

それから、続いて10ページでございますけれども、四日市医師会へのこの補助金の支出基準ということで整理したものを添付させていただいております。これはそれぞれ、10ページが医師会、それから、12ページが歯科医師会、それから、14ページが薬剤師会という形でつけさせていただいております。

それから、16ページからがそれぞれの団体から提出のあった平成23年度の補助金に係る

提出書類でございまして、16ページから医師会からの交付申請書類になります。これがありまして、それから、30ページが平成23年度の収支報告書になります。

それから、37ページに参考として医師会の貸借対照表をつけさせていただいております。

それから、38ページが補助金見直しのチェックシートということでございまして、これが医師会分のものでございます。

このような形で、あと、歯科医師会、薬剤師会につきましても同様の資料を添付させていただいております。

資料の説明は、簡単でございますけれども、以上でございます。よろしくお願いたします。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質疑をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

見直しについての1ページの現状と今後の取り組みというところについてお尋ねをしたいと思いますが、この中で、現状の中の第4行目に各団体に対して補助金関係提出書類をよりわかりやすい的確な内容に改善を図るようというふうに書いてありますね。この辺のところ、補助金の見直しを根本的にやっていく必要があるということになりますと、チェックする立場のほうにとってよりわかりやすいものにしていくということで、三師会それぞれの形式、方式、書式、様式というのはあろうと思うんですけども、よりわかりやすいものにしていくことが望ましいのではないかと。ただ、それは、金額でも大まかにするんじゃなくて細かくするわけですけども、それもできるだけ判断のしやすいように、第三者チェックができるように、そういうふうに見えるような改善というか、改善を求めるんじゃなくて、こちらから提示するというのは、よく研究していただかなかつたら提示してもうまく対応していただけないことになろうと思いますので、その辺のところをよく考えて、健康部のほうとして出せないのかなということ。

それと、3番の今後の取り組みの中で、要綱の見直しについて各団体と協議しますということですが、各団体ということは、出すほうと受けるほう、いわゆる市と三師会ということになろうと思いますが、協議するということになると、それは出すほうにも、あ

るいは、出すほうはできるだけシビアにということになると思いますし、こういう補助金の見直しということになると、やはり問題があるから見直しをするわけですから、そういうことから、出すほうのシビアさは、精査についてのシビアさ、それから、受けるほうもできるだけ今までを遵守できるように、今までの補助金を引き続いてということになると思いますが、この辺のところを、どちらも火花を散らすことになると思いますが、第三者を入れて第三者チェックをする形の方法をとらないと、この補助金が本当に正しく使われておるのかどうかということになるかと思うんですよね。三師会がべらぼうにもうけておられるわけではないと思いますが、しかし、今までの流れから、改善できないような状況の中にあるということが補助金の見直しにつながっていくかというふうに思うんですよね。やや疑問の部分が多いというのは、その辺の、過去からの継続性というか、過去のものを暗黙のうちに認めてきた、あるいは、医師会のほうとしてもこれだけ要求しても大丈夫だという安易な思いというか、その辺のところもなきにしもあらずかなと思います。

そういう意味から、第三者を入れてチェックができるかどうか。第三者というのは非常に難しいと思うんですけれども、その辺のことについてどのようにお考えでしょうか。

加藤健康部次長

まず、最初の現状というところで、様式、内容等をわかりやすくというところなんですけれども、今まで会計1本の中で処理されておったものを、今、事業別に細かく出しているだけのような形になってきておりまして、その点では、従来から見ると非常にわかりやすくなってきておるのかなというふうには思っております。

また、三師会につきまして、非常にこれまでと違って、行政から見るとなかなか、行政のやり方といいますか、その辺がふなれな点がある中で、非常に内容的に、行政側から見ると必ずしも十分な内容ではないというような状況があるわけですが、それを一つ一つ徐々に指導しながら、よりわかりやすい内容に改善を図っているところでございます。

それと、あと、チェック機能が働かないということで、安易な要望というふうなご指摘がございましたけれども、医師会、中心になりますけれども、非常に行政のいろんな事業、委託事業、それから、依頼業務について非常によく調整をしていただいております、行政がやっておれば簡単にいかない部分でも事務局の調整等によりまして円滑にいつておるという部分がございまして、決して安易な要望というふうには捉えておりません。

以上です。

石川勝彦委員

後段の質問の部分を答えてください。

樋口博己委員長

第三者のチェックがということもありましたが。

中濱健康部長

第三者の判断を入れてはどうかということ。各団体との協議は大変、受けるほうと出す側の部分があるんじゃないかというご指摘でございますけれども、見ていただいております資料の4ページから6ページまで、特に4ページを見ていただければありがたいなと思うんですが、今回、今、次長、説明させていただきましたように、この要綱を作成するに当たりまして相当事業を絞り込んでまいりました。この事業といいますのは、2ページの要綱の第2条、連携推進事業というところの2項目めでございます。規定する事業の詳細はおおむね別表に掲げるとおりということで、一応縛りというんですか、範囲を選定いたしました。これも健康部、福祉部、教育、環境、今回四つの部にわたっておりますもので、内容を、この事業に関して対象であるということで絞り込みが行われて、それに伴います申請、あるいは、報告が行われております。この部分につきましては、先ほど言いました、次長のほうから、担当部、あるいは、私どもはこの補助金の全体を預らせてもらっておりますので、この内容を確認した上で執行させていただいておるとというのが現状でございます。あえて今、この段階で第三者のというところまでは今回の対象事業には含まれないんじゃないかなと考えておるところでございます。

以上です。

石川勝彦委員

次長が先に説明いただいた中でどうも十分な理解ができない部分があるんですが、行政側としても必ずしも十分に、十分な内容ではないけれども改善しているというような。改善してもらっているというか、改善しているというようなところ。それから、委託、依頼については調整をしておると。円滑にいつているということになれば、補助金の見直しは

あえてする必要はないというような言い方をされたし、今、部長の答弁も、それぞれ部局別に事業を絞り込んでいるということになりますと、それぞれ十分な精査は行っており。だから、補助金の見直しは必要ないというふうにしかとれないんですが、そのような捉え方をしなさいということでしょうか。ご両者にお尋ねします。

中濱健康部長

先ほどもご説明しましたように、絞り込みは行っておりでございますけれども、インフルエンザの問題であるとか新たな病気の問題、あるいは、健診あたりでも年度途中から新しい健診を、委員会でもほかになかったような子宮頸がんの問題であるとか子供のヒブとか、こういうものが起こったときも非常にスムーズに現在いっているのが次長の説明の本意かと思えます。こういう形につきましても、当初から予定されていない場合、あるいは、予定していてもそれがふえたり減ったり、いろんな状態のところを微妙に調整していただいているのが、医師会という組織を使わせていただいているのが実情でございます。これは、大もとの委託の事業がある中でも調整は要りますし、もともとそういうことが想定されていない、事業としては組まれていませんけれども、途中で起こったことに対します指示とか指導とか依頼とかという内容が新たに起こっているというのが現状でございます。それに見合いますものを今回の形の補助金というような形にうたい込んでございますので、それも含めた形で医師会が、本来、行政がやるべきところを代替わりの形でやっていただいているところも評価しながら明確にしていきたいと考えておるところでございます。これが1点でございます。

それから、十分、あるいは、円滑にいっているから見直しはしなくていいのではないかというようなことに聞こえるということで、決してそうではございません。現状やっぱり、補助金を交付した時点では、その評価をさせていただき、事業が終わればその事業の報告をいただく中で精査をしておるというような形でございます。その中でもやはり、先ほど申しましたような事業、年度途中での事業の変更、あるいは、かかります時間、あるいは紙代、あるいは通信費等、非常に組み上げてきておる内容になっておりますので、その精査をしていきたいというのが本意でございます。よろしくご理解願いたいと思います。

石川勝彦委員

予定していないところも医師会はちゃんと調整してくれている、あるいは、新たな課題等についても対応を適正にしてもらっている、行政のかわりをしてもらっているということについては評価をしておるといふ、今の説明を私なりに理解させていただくとそういうことになりましたが、先ほど言いましたように、それじゃ、見直しということについてはどのようなお考えがあるのかなということが、お二人のお話の中には一向に伝わってくるものがなかったんですが、その点については、今、評価しておる、調整してもらっておる、対応してもらっておるといふ、全てよしという、そういう、ベストではないかもしれないけれども、ベターであるという評価をしておられるようですが、じゃ、見直しということについて、課題があるからこういう場でお尋ねをしておるわけですね、資料を出していただきながら。何もなければこんな場で一々やりとりする必要はないと思うんですが、その点はいかがですか。

中濱健康部長

冒頭にもお話ししました経過の流れの中で、やはり協力金というような形で今までできていたのを平成22年度におきまして初めてこういう要綱につくり上げました。この要綱が、今も石川委員に言っていただきましたように、完全ではないと私たちも認識はしておりますが、より透明度の高い形に今持ってこようとしております。やはり見直していかないかん部分について何を考えているかと言え、そういう委託事業であるとか、大もとの委託事業があるにかかわらず、それをなお円滑に動かすためにお世話になっておる部分等をどう評価するのかという考え方をもう少し精査しなくてはいけないのではないかとのこと。

それから、今回もつけさせていただきました資料につきましても、特に医師会そのものがこの事業だけではなくて、ほかに、あるいは、歯科医師会もそうでございます、薬剤師会もそうでございますが、いろいろな事業の中でやっております中でこういう、今回うちのほうの事業を入れていただいていますので、これの精査の中の報告の内容がまだまだ、見ていただいたとおり、ばらばらな状態になっているところもでございます。この辺のある部分、統一をしていきたいなと考えておるところでございます。これは以前の委員会でもご指摘がありましたように、決算の報告が、全体の報告書だけは出るけど、この事業の報告書は出ないのかというご指摘もあった。ここまで、提出していただくところまで来ておるといふのが要綱を定めた流れかなと思っております。これもこれでパーフェクトとは思っておりませんし、それから、前回もご指摘いただいたような報告の内容の中で必要に応

じて出すもんやということで、出すほうと受けるほうの文言の部分をもうちょっと精査したほうがいいんじゃないかというご指摘もいただいておりますので、この辺は見直していきたい。

それから、周期につきましても、補助金の交付基準から見ますと、3年というような形で一つのくくりという、周期を定めなさいよというご指摘がある。この周期の捉え方の考え方。この辺も一度、ようやくこの要綱ができましたので、初めての改正時が参ってまいりますので、この辺もちょっと見直していきたい、協議ができればなと考えておるところでございます。

以上でございます。

石川勝彦委員

最後にしますが、要綱の見直しをしていただくということと、それから、いわゆる担当部局として、健康部としては、今のお話をお聞きしておりますと、非常に鋭く的確にというような、言葉の裏をとればそういう印象がありますが、私たち議会としてやはり税金をいかに効率よく使うか、そして、コスト意識がどれくらいあるかということ。いわゆる医師会に対しては税金の使い方を、そして、出すほうの行政にもやはりコスト意識がどれくらいあるか、的確に判断された上でコスト意識を持って対応しておられるかという、その辺のところ非常に大事なところなんですね。だから、その辺のところをしっかりと踏まえた形で、今後、三師会とのかかわりを、特に協力金とか、あるいは、そういった委託、依頼ということについての的確な判断のもとに事業等を展開していただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

豊田政典委員

少し長くなると思いますが、まず、きょうの説明とか答弁と、皆さんの認識と私の認識は全く違って、僕は、数ある補助金の中で、この三師会の補助金の現状、具体的には交付基準や補助金等交付規則に照らし合わせたときの補助を受ける団体の提出している書類とか、さまざまな状況というのは最悪だと思っています。時間をかけてやるのであれば、きょう出ていないんですけど、統一の交付基準をまずこの場に、会議に配っていただきたいのと、あわせて、全体、全ての補助金にかかわる四日市市補助金等交付規則、これも大

もとになりますから、そこの各項目について、この三師会の補助金は適正なのかどうかというのを諮っていかないと現状がなかなか見えにくいと思うんですよ。ですから、それを配付いただいて1個ずつ聞いていきたいなと思うんですけども、そのうちの幾つか聞いていきますんで、また資料は後でもいいんですけども、この議題がどこまでかかるのかわかりませんが、休憩があったらそのときでもいいんですけど、少し、二、三聞いていきますが、まず、各補助金にはその補助金オリジナルの補助金交付要綱がないといけないんですよ。この三師会がそれぞれ三つに分かれていますけど、補助金交付要綱は整備されていないと思いますが、されているんですかという質問。

加藤健康部次長

これは、先般の決算の際の……。

豊田政典委員

答えを言ってください。

加藤健康部次長

これは事業実施要綱となっておりますけれども、内容としては、この中に補助金に関する規定もございますので、実質的に三師会の補助金の交付要綱になっておるというふうに理解しております。

豊田政典委員

僕は全く思っていないくて、2ページには、これのことだと思うんですけど、この事業の実施要綱であって、補助金の交付要綱ではない。例えば、1条には乙というのが出てきますが、これは四日市医師会等と書いてありますよね。歯科医師会なんていう言葉はこの要綱には一切出てこない。だから、補助要綱ではないという考えが普通だと思うんですけど、例えば、そういうことね。

それから、対象事業、これが補助要綱だとすれば、対象事業が2条に書いてあります、対象事業らしきやつがね。これは、内容が1、2と3、4と分かれると思うんですけど、1、2については4ページに、まとめたやつが4ページからあるという説明ですけど、何かというと、医師会、三師会それぞれが、例えば、4ページの一番上に委託事業が書いて

あるんですよね、委託事業。だから、補助金の対象じゃないわけですよ、委託事業というのはね。であったり、分類がよく意味がわかりませんが、2ページの2条の(3)、(4)というのは、要するに、医師会なり、医師会の会議の話ですよ、医師会内部の。そうでしょう。こんなストーリーだと思うんです、理屈だと思うんですけど、いろいろ委託事業や依頼する内容がたくさんあるので、市の委託事業をやってもらうには医師会内、各三師会内で連絡が必要だということで団体内の連絡について補助対象としようという話だと思うんですけれども、ざくっというとね、そんな団体ってほかにあるんですか。何か委託事業をしている場合に、団体内部で連絡せないかん。それはそうですよね。委員を出してもらうにしても、誰にするんだとか、いろいろありますわね、連絡がね。それが補助対象事業になっているということ自体もおかしいし、(1)、2なんていうのは、ちょっと部分読み、違うかもわかりませんが、団体内部の依頼、連絡事項であったり、とにかく対象事業がほぼそれぞれの、医師会と言いましょ、医師会の中の仕事、市との関係事業、関係の仕事が全部入っているわけですよ。だから、補助対象事業と一般的に言われているような明確なものは全くわからないというか、全部入っているということでしょう。違うんですか。

中濱健康部長

答え。

豊田政典委員

うん。聞いているの。

中濱健康部長

その部分につきましては、10ページを、例えばでございますが、見ていただければと思います。これは医師会の部分についての連携事業の補助金の支出の基準でございます。これ、同じくページをめくっていただきますと、医師会、あるいは、薬剤師会も全く一緒の基準を持っております。今、例えばということで、豊田委員が挙げていただきました要綱の第2条の部分でございますが、この部分につきましても補助金の考え方というところで、決して、うちのほうとしましてはやはり公益性の強い団体であるということも十分認識しておりますし、地域医療の推進を行う事業の大きな目的は同一であって、一緒の考え方で動

いておりますと。それに対して市が活動を補助していくということについては、これは当然やっていくべきだという認識を持っております。

その中で、先ほど申しました事務費の補助。これは、今言っている内容をさらに細かく分けてございます。めくっていただければ、地域医療の推進につきましてもみずからがやる部分に対しましても、会議や研修をやっていただく中で、市とのかかわりを抜きにして医師会も動いているわけではございません。これは全部ではございませんので、その部分につきまして精査した上で2分の1は補助させていただくと、こういう考え方思っております。

あと、歯科医師会、薬剤師会も同等の考えでございまして、決して別の考え方で別のことをお願いしておるわけではなく、公益的な要素は強うございますけれども、あえて市からの委託、あるいは、市からの依頼と、こういうものにつきましては、それなりの対価として補助金の対象とさせていただいておる、これが現実でございます。

豊田政典委員

そうしたら、別の聞き方をしますが、16ページ以降に医師会から出されている提出書類が添付されていますが、この補助金の対象事業はどこに書いてあるんですか。内訳はどうなっているんですか、これ。何を読み取ればええのか。何なんですか、これ。17ページ以降は総会の資料じゃないですか、医師会の。違うんですか。

中濱健康部長

この部分につきましては、医師会の総会の部分の資料が添付されております。その中で、どれかということであれば、例えばでございますが、この部分で読み取っていただくのであれば、27ページからを見ていただければ、この部分が医師会として補助金の申請の対象であるということの申請でございます。ちょっと横書きになっておりますので見にくうございますが、この部分が基本的には予定をしておる補助金の申請の部分で該当しておるといふ、提出をいただいております部分でございます。

豊田政典委員

これが医師会から提出されたものですかというのと、それぞれの事業だと言うならば、事業費、総事業費はどこに書いてあるんですか。総事業というか、各事業費。

中濱健康部長

16ページを見ていただければ総事業費が、申請書の表にはございます。個々の部分につきましては、その内容が、それぞれの細かい部分についての申請は当初はございません。

豊田政典委員

つまり、申請時に1年間でやる事業が、内容、これは、Aという事業は幾らかかるから2分の1だとか、幾ら欲しいというのは全くないということですよね、申請するとき。ということがわかる。それから、事業報告とか成果について報告をしなければいけないんですけど、それはどこに出てくるんですか。

中濱健康部長

30ページからがその事業の報告でございます。30ページを見ていただければ、30ページから三十何ページまでかな、参考まで入れて、37ページまでがその内容でございます。今、豊田委員がご質問いただいております内容の結果として、平成23年度につきましては、31ページを見ていただきますと、その各項目に対応できる部分が金額としてあらわれておることでございます。

以上です。

豊田政典委員

事業報告という総会資料がありますが、その補助事業それぞれについての成果というのはどこに書いてあるんですか。つまり、総会資料かな、読むほうがこれじゃないかと想像して読み解くんですか。全部書いてあるんでしょう、医師会の活動が。

中濱健康部長

32ページから書いてもろうてありますこの事業実績報告はうちの補助事業対象分のみでございますので、もっと膨大な報告書が決算報告にはついておったと認識しております。

豊田政典委員

決算報告についておったというのがようわからんですけど、補助を受ける団体は、まず、

さっきの話です、申請時にこの事業とこの事業、この事業、幾らかかりますよというのは、みんなほかの団体は出しているんでしょう。それが無いというのが一つね、金額がないし。

それから、報告段階で、この事業、この事業、幾らだというのは31ページにあるとして、32ページ以降のまとめ、その事業はこういう成果があった、こういう成果があったというのは、32ページ以降のものがまとまって独立して出てきたんですか、それとも、総会資料が出てきたんですか。

中濱健康部長

32ページ以降の事業実績報告書は、この部分のみ出てまいりました。総会に置かれた資料とは別のものでございます。

豊田政典委員

総会資料の抜粋が関係部分だけ出てきたという、そんな解釈でいいんですか。そうですね。つまり、これで実績効果が読み取れるのかどうかという疑問もあるし、補助金、多額の1000万円以上の補助金を受けているのに総会の資料の抜粋しか出ていないということ。

じゃ、補助率の話をお聞きしますが、2ページのよくわからない要綱の第4条には、10分の10というのが、対象事業は第2条の1項、2項ですね。これは何なんですか。交付規則では2分の1までですね。何で10分の10なの。

加藤健康部次長

この部分につきましては、先ほどの10ページにもございますけれども、市のほうから依頼、あるいは、委託しておる事業を円滑に進めるための事務局としての必要経費ということでございまして、もともと行政の代替という業務になりますので、その必要経費の10分の10を補助するというふうなことでございます。

豊田政典委員

ほかの補助金見直しでもたまに出てくるんですけど、これは市がやるべき仕事の、かわりにやっているから云々、認めていくんだみたいなことが書いてありますが、それだったら委託にせなあかんでしょう、一般論としてね。それがルールを破って例外的に10分の10になっているという一つの例だと思うんですけども、ここの補助率についても問題あり

だと。

今まで言ってきたことは、対象事業がまずはっきりしていない。委託事業の関連、連絡だとか、何じゃら何じゃらとかというのが余りにも曖昧で広過ぎる。それから、補助率の問題、それから、提出書類の問題。ほかに言うとなれば、要綱がないという問題。それから、交付基準にある過度な補助の停止というところの定めで、団体の繰越金、剰余金が大きく補助金を上回っている団体についてはやめましょうということが書かれているんですけども、この三師会について、繰越金、剰余金とか、基金も含まれてくると思うんですけども、そういったものの検証というのはされているんですか。

加藤健康部次長

医師会の例で申し上げますと、医師会につきましては、平成23年度、単年度収支でいきますと、113万2000円の収入の超過という内容になっております。これは1260万円の補助金を含んでの話でございますので、もしそれがなければ赤字になっておるといふような状況になっております。

それから、また、団体として会館を持ち、運営していく、また、職員も抱えて運営していくということございまして、それについて、将来発生する非常時に対する備えとして、いろんな引き当てでありますとか積み立てを持ってありますけれども、これはそういった団体を運営していく上では必要なものであろうというふうに理解しております。

以上です。

豊田政典委員

決算のときにも言いましたけど、数多くの団体が補助金を受けているけれども、市の財政状況であったり、それから、市民に対する説明責任ということから、一つの基準に従って、今、見直しをしていこうということでやっているわけですよ。それぞれの団体が補助金はあるにこしたことはないんだけど、市が定めた基準に則って、いわば過度な補助金を受けることを。甘んじて受けているわけですよ、減らすことになったりやめることについて。ところが、この裕福な団体は、裕福な団体というのは、特別会計があって、今言われたように、積立金もある。それは直接、剰余金とは、そういうのではないかもしれないけれども、裕福な団体という、三師会がいろんな事業をやっているのはわかるし、結構なことですよ、それぞれやっていることはね。ところが、それを、補助金を受けなけれ

ばやっていけない団体ではないわけですよ。公共性がないというか、あって、すばらしい活動を多くされていると思うんだけど、補助を受けてやらなければいけないかどうかというのを見直そうというのがこの補助金の見直しの始まりじゃないですか。補助を受けてじゃないと成り立っていない。だけれども、すばらしいので市民に説明できる形で基準を設けてやっていこうというふうになっているのに、その趣旨というのが全く見直しに伝わっていないように私には、そう考えざるを得ない、これまでの経過についても聞いていますけれども。1000万円以上という極めて多額の補助金ですよ。それに対して要綱もはっきりしていない。恐らく三師会とのやりとりの中ではっきりしたものがつくれなかったんじゃないかと、これは想像ですけども。じゃないと、いびつですよ、どう考えてもこの要綱というのは。補助率についても、また、補助対象経費、事業についても、ほかの純粋な見直しをしている団体に比べれば余りにも曖昧というか甘いというか、漠然とし過ぎている。それから、提出書類についても乱暴過ぎますよね。1000万円もらおうという団体がこうだから出してほしいという熱意が全く伝わってこなくて、総会資料を抜粋して出しているだけですよ。この整理したやつというのも三師会ともに同じ書式で、金額さえ書いていない、この申請したやつ。

だから、極めて交渉が困難だということも漏れ伝わってきますけれども、本音の部分でここで言うと難しいのかもしれないですけど、これでいいんだ、これでいいんだと一点張りでこられると、こちらも一個一個、さっき委員長にお願いしたような形で、項目ごとにやっていかないとけんかになるわけです、少なくとも僕との間で、石川委員との間でけんかになるわけですよ。そうじゃなくて、見直していかなきゃいけないけれども、いろんな面で難しいよというようなことをもうちょっと言ってもらえればこっちも答えようがあるんですけど、それが全く、大丈夫だ、これで胸を張って市民に説明できるんだとなると話にならないなというのが今のところの感想です。

中森慎二委員

ちょっとよくわからないので、ごめんなさい。基本的なことを教えてほしいんですが、この1ページの経過のところ、いろんなことがあったけれども、市からの委託事業や依頼業務にかかる事務に必要な経費に対する補助金と、地域医療の推進に向けて実施する諸活動等に要する経費に対する補助金を整理したと。だから、大きく二つのフレームに分けましたよと。それを四日市市・四日市医師会等連携推進事業実施要綱に基づいて交付するん

ですと、そういう理解でいいんですよね。そうすると、右側の実施要綱のところの連携推進事業の中に市からの委託事業という言葉がないと思うんやけど、(1)から4の中に。

その次の4ページを見ても、別表の1の甲が乙に委託する地域医療の推進に関する事業というまとめ方をしてあるんやけど、経過のところでいうまとめ、大きく二つに分けるまとめ方と違うことない、これ。混在していない、そこの表現で。市から委託する事業と地域医療の推進に向けて実施する諸活動と分けますと言うておるんでしょう。だから、この別表の1のところの事業というのが、これ、例えば、3歳児健診なんていうのは委託事業でしょう、これ。違うの。地域医療の推進に関する事業なのかな、これが。だから、この別表そのものが分けられていないんじゃないかと思う。市からの委託事業と地域医療の推進に向けて実施する諸活動の経費と混在していない、これ。

中濱健康部長

今回、要綱をつくらせて、平成22年度からスタートしておりますこちらの部分につきましては、本体の委託事業というのが別途ございます。書類では出てまいりませんが、依頼事業でも別途ございますけれども、それを円滑に動かすための今回の要綱でございます。ですから、今、中森委員から指摘があるように、本来の大もとの委託は委託で契約しております、これは。それを動かすための人の問題であるとか調整の部分をお願いしていく部分をこの要綱で、今回の要綱で補助として見させていただいておると、こうやって理解していただければと思います。

中森慎二委員

それなら委託事業の実施要綱というものがここにあって、それはこういう整理をしている。それ以外のところはこの連携推進事業という、平成23年度から実施しているものになっていることなんでしょう。それぞれに合った項目の事業は何なのかということをやっとはつきりすべきじゃないの、この後。だから、皆さん方はそれはわかっていることなんだろうけど、僕らはよくわかっていないので。でも、その委託事業も含めての話なわけでしょう、トータル的な話としては。

中濱健康部長

これは本体の委託事業とは別の事業でございますので、本体では、例えば、今ご指摘あ

りました1歳半とか3歳児健診、4ページの一番上の表の事業名と書いてある、1歳半からずっと並んでおります。この1歳半、3歳児健診というのは、別途これは委託が組んでございます。この委託を動かすために、この対象事業を動かすためにこの要綱をつくらせていただいたというのが本意でございます。

中森慎二委員

わからんな。委託事業は別の要綱に基づいて出しているわけでしょう。その委託事業、ここでいう、例えば、1歳児半、3歳児健診なわけでしょう。それをこの関連事業の中でまた求めないかんわけ、それを、だとすると。ようわからん。

豊田政典委員

今の話の関連で問いますけど、僕はこういうことじゃないかなと思うんですよ。そうだったらそうと言ってね、違ったら違う。これまではざっくりと千何百万円の補助金があったもんで、それを整理しなさいという声が議会からも出たし、また、庁内からも出たので、改めて整理し直したんですよ。そのときに、補助対象事業というのは、それまではっきり整理していなかったやつを改めて洗い直したときに、委託事業があって委託金を払っている。それには随分と手間がかかるんだよという話になって、医師会なり、医師会が内部調整とか打ち合わせとかでこれも必要じゃないかというので認めていってこうなっているんですよ、多分。だから、本体の委託金とは別に、委託事業を実施するための諸経費というのは補助金に残ったというか、まとめられたという、そんなストーリーじゃないんですか。

中濱健康部長

そのとおりでございます。

豊田政典委員

それが27ページにあたりするんですよ。そんなのは、ほかの団体の委託事業でそんなのないでしょうという話ですよ。あり得ないと思っているんですけど、何か事業を委託する場合にね。経費であったり、そういうのは委託料の中に含まれているんじゃないの、普通は。後づけですよ、これ、27ページ、28ページって。医師会、三師会、市に言われて

いろいろ協力しているじゃないか、そのためには実はいろいろ経費、時間がかかるんだよというようなことを全部ぶち込んだらこうなると。割り振っていったらちょうど金額もええところにある、挟まったのかどうかわかりませんが、今までと総額が一緒ですよというストーリーでしょう。協力金の時代からの流れで、協力金というのは、もしかしたらこういう三師会の事務協力であったり会議の打ち合わせ、連絡調整の協力であったのかもしれないのを、それがはっきりしないままきたのを整理して、当てはめたら27ページになりますよ。そういうことじゃないの、これ。それはほかの団体と比べると余りにも手厚過ぎるということを言っている、僕は。

中濱健康部長

豊田委員のほうからのお話では、この三師会については手厚過ぎるというご発言でございましたけれども、この内容、それぞれのお医者さんとそれぞれに契約をして、各医院で健診、あるいは予防接種、さまざまな医療行為をベースにした形をやっていただいています。これを現在取りまとめていただいていますのが医師会でございます。医師会に入っていないお医者さんも確かにおられます。その方も市の事業を受けますよという形になれば、その一軒一軒は医師会には入っておられませんので、市とダイレクトにやっておるところもございます。

ただ、圧倒的多数が医師会に入っておられ、これを担っていただいております、そのそれぞれの開業されておる先生との契約を医師会がまとめてやっていただいておりますものに対して支払いをやって、補助としてやらせていただいておりますと、このような形で認識を願えれば結構かと思えます。決して手厚いものではなくて、それを本来市がやる、それぞれの先生と開業医の先生と契約をするというような形をとればそれなりの費用が相当かかりますし、全てのことが、じゃ、円滑にいくかとなると、これは非常に難しい部分も出てこようかと思えます。途中で先生も学会に行かれる、お休みもされる、いろんな事情があっても、医師会にお願いすればその代替というんですかね、ピンチヒッターもお願いできるところまで調整もしていただいているという実態を見れば、これは非常に補助金としては支出するに値するものであると考えておるところでございます。

中森慎二委員

ちょっと聞きたいんですが、まだよくわからないんですけど、地域医療の推進に向けて実

施する諸活動にも委託事業があるんですか。ここの1番の経過のところにはそう書いていないじゃないですか。地域医療の推進に向けて実施する諸活動に要する経費に対する補助金でしょう。だけど、この要綱の第2条の大きな2番、前項各号に規定する事業の詳細は、おおむね別表に掲げるとおりとする。別表2という、甲が乙に委託する地域医療の推進に関する事業と書いてある。地域医療の推進に向けて実施する諸活動には委託事業はないわけでしょう。

中濱健康部長

地域医療というのも広うございますけど、その表の上から2段目でございます。設置する委員会等における事業というのも入っておるわけでございますが、この中の委員の中で、委員会、安心の地域医療検討委員会であるとか脳卒中、あるいは、そこにいろいろ介護もございますけれども、この部分につきましては、救急のことも踏まえまして、地域医療全体を包括するための委員さんの人選であるとか出席に対する調整であるとか、あるいは、これに伴います医師会内部での議論を行っていただくというような内容と理解して、それに伴います、かかります必要につきましては、2分の1の補助対象という考え方で整理したものでございます。

中森愼二委員

その別表の(1)の甲が乙に委託する地域医療の推進に関する事業の意味は、きょうの資料の1番に書いてあるところは、市からの委託事業と地域医療の推進云々と分けますと言うておるわけでしょう。これが分かれておる資料、別表1なんですか、これが。市からの委託事業や依頼業務にかかる事務に必要な経費に対する補助金。その言葉の意味がちょっと僕はよくわからない。意味するところがわからない。

樋口博己委員長

明解な答弁を。

加藤健康部次長

ちょっと要綱から外れるんですが、11ページを見ていただきますと、この補助金の支出基準の中での地域医療推進補助金ということで、これが書かれてございますように、医師

会が開催する、主催する会議だとか研修会等に要する経費で、それが地域医療の推進のためになるもの、そういった活動に対する費用について補助するというのがこの地域医療推進補助金、2分の1の補助率の補助金の内容になっております。

豊田政典委員

今の中森委員のお話の関連ですけど、例えば、二つに分けた後半の地域医療推進補助金というのは、29ページに内訳が書いてありますけど、つまり、29ページは医師会の内部会議ですよ。でしょう。内部にいろんな委員会があって、その役員報酬とかいうやつに補助金を2分の1出しているという意味ですよ。そんな団体ないですよ、ほかに、多分。とか、その前、27から28ページというのは、各種委員の推薦を医師会に依頼していると。ほかの団体でもありますよね、よくね。その委員さんを推薦してもらうのに医師会内部で、金がかかるのか時間がかかるのかわかりませんが、それにも金が出ているという意味でいいですよ。そんなほかの団体ではないでしょう。何なの、これとっておるんですけど。ちょっと説得力を感じないので、今の2点について、補助を出す理由、根拠、明確に教えてください。

樋口博己委員長

どなたが答弁いただけますか。

中濱健康部長

他にあるかないかまで、ちょっと私、申しわけないので、ご返答できかねるんですが、市の中の、先ほど、冒頭申しましたように、医療、保健等を進めるに当たりまして、これ、医師会との連携なくしてこれはできないと認識しております。その中で、市からお諮りを願う人選の問題、あるいは、事業推進に当たる協議の問題、あるいは、新たに起こる地域での問題等につきまして、定例理事会等で議事としてご審議願った部分につきましては、それに見合う会議の人件費等も見ていくと、こんな考え方で今きておるところでございまして、これについてほかがどうかと言われると、ちょっと何とも答えようがないんでございますけれども、当面こちらで集まっていたら会合しようと思えば、新たにそういう場所もつくらなくてはいけないのを向こうの理事会等で使わせていただいて協議を進めておるといふご理解を願えればありがたいと思います。

以上です。

豊田政典委員

それじゃ、31ページに収支報告書があるはずなんですけど、今の2点、例えば、じゃ、何にしよう、何でもいいんですけど、各種委員を選定した事業費は幾らで、そのうちの補助金は幾らというのはどこに書いてあるのかということと、内部の委員会それぞれの経費というのは私には読み取れないんですけど、どうやって読むんですか、これ、31ページ。

加藤健康部次長

31ページの資料につきましては、それぞれ平成23年度の決算につきまして、事業別に割り振ったときにそれぞれの事業費がこれだけかかりますと。中でも、真ん中の表になりますけれども、市からの代替事務、100%の補助率の部分については、事業費としては1029万円余の事業費がかかったのに対して、そこに市の補助金を730万円余充てたというふうな形でございます。

以上です。

豊田政典委員

そうなんやけど、例えば、細かいところでいくとしたら、28ページとか29ページは申請時の書類と言われましたよね、申請時。でしょう。何か内容というところに……。違う。

加藤健康部次長

済みません。ちょっと訂正させてください。27ページ、28ページは、申請時の資料ではなくて、この表の右の端になりますが、表のところ、事務内容と実施状況ということで、その下に実施確認というふうに項目が上がっておりますけれども、事務内容について、その事務内容、市からの委託事業について、これがきちっと実施されておるかということの確認ということで、これをもって事業を、依頼した事業が実施されたということで確認をとった書類でございます。

以上です。

豊田政典委員

事業完了後の資料だとして、じゃ、27ページ、 にいろいろな部会とか協議会、委員会がありますけど、それぞれの事業に対象事業が、例えば、新型インフルエンザ部会というのを開くのにかけた事務経費が幾らなんですか、新型インフルエンザ部会にかかった対象事業、総事業費は。

加藤健康部次長

それぞれ細かい、それぞれ部会内が開催するのにそれぞれどれだけかかったかということについては把握しておりません。

以上です。

豊田政典委員

そうすると、今は一つの例を聞いたんですけど、補助金をもらって収支報告をして、実績、また、効果について報告するんですけど、今の1点をとっても、幾らかかった事業かというのがわからないわけじゃないですか。そういう意味で半額補助だと言っても、計算根拠が全くないということになっちゃいますよ。確認していない、できていないんでしょう、収支を。違うの。事業報告の収支報告書、31ページにあるけど、その中身が確認できていないじゃないですか、それだったら。本当にこれだけかかったかどうか。できていますか。

中濱健康部長

確かにその部分について、今、例えばということでご指摘いただいた各部会のそれぞれの費用がわかるのかといいますと、現状、今のところわかっておりません。

ただ、今回、こういう形でお願いしておる依頼事務、あるいは、委託以外の形で開催もしていただき、それに見合う会合を進めていただいておりますということを判断の一つの材料として出した金額でございます、受けた金額でございます。よろしくご理解願いたいと思います。

中森慎二委員

結局、市からの委託事業の中に、それぞれの中に事務経費をちゃんと織り込んでおけば、何もこんな地域医療推進みたいな、何か回りくどいような話のものを、取ってつけたよう

なことをしなくていいわけでしょう。それぞれ問題は解決するんじゃないの、はっきり言えば。委託事業の中にちゃんと事務費を入れ込んだ形で契約したら、それで済むことじゃないの。それ以外に、いろんな委員会だとか、出てもらうものにちゃんと別建てとか、それはわかるけれども、だから、ここの別表の1の中の(1)という項目は委託事業じゃないの、これ、みんな。委託事業に伴う経費負担を背負っているわけでしょう。だから、この経費分を委託事業の中に織り込んでおけば、何もこんな歳計する必要ないじゃん。余計ややこしくなっているじゃん、だから。

だから、もし皆さんの論法で言うなら、この1番の資料の経過のところの「それぞれの団体」からのところに、「地域医療の推進に向けて実施する諸活動等に要する経費に対する補助金を整理した上で」という、この項目の中には、市からこの委託事業に関連する地域医療という言葉が入っていないじゃない。入れないかのじゃないの。だから、よくわからないんですよ、これ。これの中にも、委託されている事業の中の間接的な経費をここで見ましようというわけでしょう、これで言っているのは。だから、言葉が足りないんじゃないの、これでいくと。

日置記平委員

細部にわたって重箱の隅をつつくみたいにやり出したら、これは何時間あったって足りないと思うんだけど、だから、せんでもええという意味じゃなくてね。一部、今、中森委員が言ったようなことで、そういう一つの項目を再度一遍チェックしてもらって、その項目が幾つあるのか、その項目に対して幾らが妥当かというところの方向性は、新しい方向性として必要かもしれませんね。

例えば、ことはどんなインフルエンザが流行するか知らないけれども、新しい形でインフルエンザが例えばぼつっと出てきて、緊急が必要だとすれば、ワクチンの確保から、医師会の皆さん方にどんなふうな形で依頼するかということになると、医師会は緊急会議を開きますやん。そうすると、例えば、20人なら20人の役員さんが出て会議するとするでしょう。何時間会議をするか知りませんが、1人、医師という、時間当たりの賃金が高い技術者が、例えば、2時間、20人が会議したら幾らになるのかということであれば、相当でしょう。これ、全部計算したら、今お出ししている補助金では全然足りません。全く足らんと思う、僕は。だから、補助金が多いのか少ないかということ、全体の本当の仕事の量、お願いしてある量から言えば、僕は、ざくっと見たら、全然足らんような気がするん

だけど。

そういったことからいくと、もう少し詳細について、例えば、効果がどうだろう、こうだったって、例えば、これ、研究開発を、研究者の研究開発みたいに、一つを研究するのに仮に200万投資して、その結果、どうだ、こうだと、それは報告、行政の補助金だから当然必要なんだけど、じゃ、結果がゼロだったと、成果がゼロだったというのも研究開発には生まれてくることは幾らでもあるので、それはそれとして、そういうものが出てくるわけですからいいんですが、いずれにしても、市民31万の健康についてしっかり平生から委託をし、いろいろな形で世話になっている医師会、あるいは歯科医師会、薬剤師会等々、いい方向で守ってもらうためにこれから継続的にしなきゃいけないので、その辺のところの関係だけは綿密に、いい関係を保っていく必要は、絶対にこれは必要ですので、その辺のところは長期的な展望に立って、新しい方向性を目指してもらうような形。もちろん、いろんな面につけて多くの接触をしてもらったりしているんですが、我々はそんな接触は全くないので、その辺のところからいくと、まだ腹の中におさまって、なかなか部長として言いづらいところもあるのかもしれませんが、これからもいろいろな形で取り組んでいく上において何が必要で、必要でない部分と、さらに、それ以上に必要である部分とか、そんなものを積極的に言えるような、そんな環境づくりを進めてほしいと要望しておきます。

樋口博己委員長

それでは、1時間少したちましたので、少し、ちょっとこれからの進め方というか、方向性のことでちょっと調整させていただきたいと思いますので、55分まで休憩をさせていただきます。

14：45 休憩

14：58 再開

樋口博己委員長

それでは、教育民生常任委員会所管事務調査を再開させていただきたいと思います。
今まで委員の皆様からさまざまなご意見、ご指摘ございましたので、きょう全く最終の

結論が出る状況ではございませんが、今のご意見を受けて、部長の今後の考え方、決意をご披露いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中濱健康部長

三師会の補助金につきましてご意見をいただきまして、ありがとうございます。今後、この要綱等の問題もご指摘いただき、また、事業の内訳の区分の仕方の問題もご指摘いただき、さまざまなご意見をいただいた内容を踏まえまして、今後とも三師会と協議しながら、より適正な内容となるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

今の部長の発言、また、委員の皆様のご指摘は、所管事務調査報告ということでしょうかと盛り込ませていただきますので、これで終わるものではありませんので、継続して見直しに取り組んでいただきたいと、このように要望しまして、この項目につきまして終わらせていただきたいと思います。

それでは、理事者の入れかえがございますので、委員の皆様、しばらくお待ちください。

中濱健康部長

今後とも取り組みますので、よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

よろしくお願いいたします。

豊田委員からの最大の激励をいただきましたので、しっかりよろしくお願いいたします。結果をもってお願いしたいと思います。

委員の皆様、教育委員会の学校教育費とPTA会費についてですので、よろしくお願いいたします。

学校教育費とPTAの資料になりますので。クリップでとめてある資料になります。

それでは、教育委員会になります。

教育長、一言ご挨拶、冒頭をお願いしたいと思います。

田代教育長

引き続き教育委員会、よろしくお願いします。

委員会としては、テーマは二つですね。まず、学校教育費とPTA会費との関係についてということと、それから、前回に引き続き、西橋北小学校の耐震診断結果及び一つに出ましたベランダ校舎、改築対象校舎、この考え方について明らかにするよというふうなことでした。その後がまた協議会ということで、恐縮でございます。平成33年に国民体育大会、国体があります。それに向けてということで、会場の選定に向けた考え方についてと、それから、もう一つは、東西橋北小学校、面談が終わったところでして、今後ということなんですが、現在の進捗状況等について、協議会ということでお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

それでは、説明をお願いしたいと思います。

石黒学校教育課長

済みません。失礼します。

資料、教育民生常任委員会所管事務調査資料、学校教育費とPTA会費との関係についてというものと、それにつけた別添資料がございますので、両方を見ていただきながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、本資料のほうの1枚を、1ページめくっていただいて、左側が目次になっております。右側、1ページで、これまでの経過を簡単に記述させていただきました。本年8月の定例月議会の本会議で一般質問をいただいたこと、それから、教育民生常任委員会で質問をいただいたこと、そして、その際に報告をさせていただいたということ。そして、今回、その後、学校運営費に関する調査を行ったということと、調査結果について分析し、考え方をまとめさせていただきました。

済みません、2ページをお願いします。

まず、学校運営費用と名前をつけさせていただいたんですが、これにつきまして考えていく際に、まず、学校運営費用について、一体、じゃ、どのような構造になっているのかということで、改めてまとめてみました。学校運営費用、一番左の欄がそうなんですが、学校運営費用の中には公費の部分と私費の部分があると。今回、公費の部分につ

きましては、ちょっと別としまして、主に私費の部分についてお話というか、ご質問をいただいたんやというふうに思っています。学校運営費用の私費の部分、つまり、学校が保護者から集金した私費、いわゆる学校集金と言われるもので、学年費、教育活動費、部活動費、法定費用、その他ということで分類をさせていただきましたが、この名前は、一応、便宜上、このような分類にできるということでこの名前にさせていただきましたが、名前のつけ方は各学校によってさまざまでございます。

まず、上半分といいますか、3分の1、上3分の1なんですが、学校運営費用については、公費と私費があって、私費の部分として学校集金があると。このようにまず押さえてみました。そして、それにつけ加えて、その下にあります学校運営に物品等を提供している団体会計。ちょっとややこしい言い方なんですが、要するに、PTAからは物品等を提供していただいているというふうに考えました。じゃ、そういう団体にはどんなものがあるのかというと、PTA、それから、PTAも本会計じゃなくて特別会計というのがございます、それから後援会、それから同窓会、その他ということで、そういった団体から物品等を提供していただいている、それを合わせて学校運営が行われているというように考えました。

そう考えた上で、調査対象とあります丸印のところを対象として、学校運営費に関する調査というものを行いました。行った調査につきましては、別添資料1が詳しく書いてありますので、これはちょっと詳しいので、資料のほうで説明させていただきます。

まず、行った調査につきましてですが、公費についてでなく、私費について行った。これは先ほど申し上げたことです。私費とは、直接、間接を問わず、保護者の負担となっている費用である。そして、私費には次のように大きく二つあるということで、これも重ねてになりますが、PTAなど、団体が保護者から集金し、その一部で物品等を購入して学校へ提供している場合。前ページの表の団体会計として集金された私費というものです。それから、もう一つが、学校が保護者から直接集金して学校運営に支出する場合。前ページの表の学校集金ということでございます。

そして、今回、調査の対象とさせていただきましたのは、学校運営において団体会計の支出による物品等を受け取った場合、その内容及び金額ということ、そして、もう一つは、団体会計を除いた学校集金のそれぞれから支出した内容及びその金額というのを調べました。そして、今回の調査では、学校集金のうち、給食費、それからスポーツ振興センター掛け金、それから、修学旅行等の積み立て、最終的に個人の所有となる、例えば、算数セ

ット、部活動の個人用具、ドリルといったものは調査の対象から外しました。ただ、学校に対しては、公費で支出すべきかどうかという、そんな判断は行わずに、受けた物品の全てを上げると。また、その年度のみである等、臨時的なものも含むということで、全て上げていただくという格好で調査を行いました。

そういう調査を行った結果、別添資料のほうは、その次のページが見開きで2ページ、3ページ、別添資料2 1、これが学校運営費の集計の小学校でございます。4ページ、5ページは、別添資料2 2としまして、学校運営費集計の中学校分でございます。

まず、調査結果の大まかな部分について言わせていただきます。

調査の結果を報告されたもののうち、PTAとしての支出が明らかな場合を除き全て集計をして、合計学校数と合計金額を示したというのがこの表でございます。結果として、全ての学校でPTAから物品等の提供を受けていました。また、全ての学校で学校集金として保護者からお金を集めています。ただし、学年、学級費のみの学校もあります。それから、PTAの本会計以外にもその特別会計やPTA以外の団体から物品の提供を受け取っている場合があります。それから、費目のおよその種類は別添資料2の表のとおりなんですけど、その名称につきましては多種多様であります。そして、その物品等の内容、金額、数量についても多種多様と。ただ、児童生徒が授業や部活動等で使用する物品がほとんどになっています。中学校では部活動に関する物品や大会参加費というのが多くなっています。つけ加えのような形ですが、卒業式などの行事ではほとんどの学校で何らかの形で保護者の負担があるということが言えるかと思えます。

表につきましてももう少し詳しく見ていただきたいので、別添資料2 1、2 2のあたりをごらんください。

まず、表の見方ですが、私費の欄にPTAと学校集金というふうになっています。それぞれ校数と合計金額が示してあります。例えば、小学校で消耗品の用紙というのを見ても、PTA等の団体から24校で約180万円、1校平均にすると7万5000円の提供を受けています。学校集金でも購入している学校もあって、22校で約300万円、1校平均13万6000円ということになっています。合計が31校ということになりますので、用紙について保護者に負担させていない学校もありますので、合わせると31校、40校を超えるのは、両方からもらっていると、両方から買っているという場合があるということです。そして、具体的な内容として、これも全て書かせたわけではないんですが、コピー用紙、模造紙、拡大ロール紙、画用紙、そういった記述になっていました。そして、全体を見ますと、中

には、清掃用具や行事への支出など、学校集金ではなく、PTAからの支出に偏っている内容もありました。

そして、費目の考え方が、分類が違うために全てできるわけではなかったんですが、比較のために公費で支出した金額を私費の左に入れてみました。ただ、消耗品は全て合計欄で入っています。ただし、これは公費全てということではなくて、その一部ということで、教育委員会から学校に配当した金額が入れてあります。そして、私費の右側に公費と私費の合計の欄を設けました。これが平成23年度に学校が使った金額に当たるわけですが、当然これに加えて、教育委員会から直接支払っているもの、例えば、学校教育課ですと光熱水費や、または、配当しているものもあります。そして、その右には、23年度及び24年度の予算額について、同じように分類ができるものを入れました。どの欄でもいいんですが、公費、それから私費、予算の関係がわかりやすい消耗品というものについて、その合計欄を見ていただくと、平成23年度において、小学校全体で約3200万円分、1校当たり40万円、1人当たり約1800円、中学校へ行きますと約5000万円分、1校当たり227万円、1人当たり約5700円、PTAなどの団体会計及び学校集金から物品等の提供を受けているということがわかりました。調査の前に分類をしたわけではなかったもんですから、この消耗品の項には、小学校だと行事の中に観劇代、それから、中学校ですと各クラブの中に大会参加費なども含まれていて、消耗品でないものも実は含まれていますので、これが必ず全部消耗品かということではありません。消耗品という、今、消耗品を見ていただきましたが、消耗品だけではなく、それ以外の分も含めると、小学校全体で約4000万円、中学校全体で7900万円、PTAなどの団体会計及び学校集金から物品等の提供を受けているということがわかりました。

資料のほうに戻りまして、4ページをお願いします。

こうした資料、各学校から1枚の資料が提出されていまして、それについて全部しっかりと見ながら支出内容を分類してみました。それについて、本当にさまざまだったんですけども、おおむね、そこにありますように、から のように分類ができるのじゃないかというように思います。

一つ目として、個人の所有物や学習用具、例えば、算数セットであるとか、先ほど申し上げた部活動の個人用具、そういったものです。これについては、今回は調査の対象外といたしました。それから、教育活動における個人的経費。そこに書いてある遠足、社会見学、修学旅行などの旅費、それから、実習の材料費等です。これは、今見ていただいた

別添資料2 1、2 2の表でいうと、普通旅費、それから各教科、それからクラブ、それから、行事のところの、例えば、観劇代とか芸術鑑賞、それから自然教室、そういったものが当たります。それから、 として、中学校において部活動等の大会への代表参加等に係る経費と。それから、 として、中学校において部活動の運営に係る経費ということで、これは後からちょっと後悔したんですが、 、 、中学校クラブ費としてまとめて調査をしましたところ、この3番、4番の分類ができていませんが、そういった内容があるということです。それから、5番として、ほとんどの児童生徒がほぼ分け隔てなく使ったり恩恵を受けたりする物品。いわゆるみんなが使うもの、みんなのものというようなもの。例えば、用紙もそうですし、石けん、鳥の餌、コイの餌とか、それから花の苗、それからその他、こういったものは、一部を除いた消耗品の方向に上がっている内容ということが言えます。それから、六つ目として、一定範囲の児童生徒が恩恵を受ける物品。例えば、該当する学年やクラブ、例えば、自然教室で使う何々とか、〇〇クラブが使う何々、それから、〇年生が使う何々と、そういったものです。これも同じく消耗品のところに出てきます。それから、7番として、行事をより一層充実させるための費用ということで、行事というところに出てくるんですが、例えば、卒業式の花であるとか、そういったものです。運動会の花火みたいなものもそういったところに入るかと思えます。それから、8番として、学校への奉仕に対する謝礼。講師謝礼とか各教科とか、行事に入っているんですが、ゲストティーチャーに対する謝礼とか職場体験の事前学習の講師に対する謝礼、こういったものです。それから 、器具の修繕や維持に係る費用ということで、器具修繕の項がそれに当たります。10番として、施設の修繕や維持に係る費用ということで、施設修繕、そのほかに原材料費であるとか清掃の中のワックスも入るかと思えます。それから、 として、教育用図書、資料の製本。これは、消耗品、その他、または、印刷製本のところに入ります。それから、各種外部団体への分担金、負担金。これは分担金のところに入るといふことで、以上12の分類に分けてみました。

5ページをお願いします。

そして、現状についてこのように考えました。まず一つ目、学校運営費用は、公費だけでなく、学校集金として保護者から集金した私費でも賄われており、さらに、PTA等団体会計で購入した物品の提供も受けているというのが一つです。二つ目、これは、学校運営費用全体を見ると、公費で賄うことが妥当なものもあれば、私費、いわゆる保護者負担で賄うものが妥当なものもあるということによると。そして、三つ目として、明らかに公

費負担が妥当なもの、明らかに私費負担が妥当なものはあるが、いずれかの判断が難しいものが多く、どこまで保護者に負担を求めるのかの基準は現在明らかになっていません。ただ、市としてできる限り保護者負担を軽減するというふうに考えてはいますが、公費負担とする基準の判断が非常に難しいこと、また、財政的な逼迫状態が続いていることから、学校に対する配当予算はやむを得ず縮小傾向にあったと、こういうことが言えるかと思えます。

そして、こうしたことから、配当された予算以上のより充実した教育活動を行うために、学校によって差はあるが、学校運営に関する物品等について、保護者負担にしたりPTA等団体の支出によったりしていると。中には、保護者負担に対する安易な考え方、また、PTAの支出も含めてということになるかと思えますが、そういったことが見られることも否定はできないということだと思えます。

6ページをお願いします。

そして、今後の公費負担と私費負担についての考え方をこのようにまとめてみました。先ほどの分類、 から 、これが、じゃ、私費なのか公費なのか、どのように当たるのかということについてまとめたのがこの表です。

まずA、私費負担が妥当ということで、 と はそのように考えました。右に、右の7ページに説明がしてあります。最終的に個人の所有となるもの、便宜上、一括して集金して支払っているもの及び教育活動における個人的経費、これは現状では個人負担が妥当であるというふうに考えます。

それからB、私費負担も可というところですが。例えば、中学校における部活動等の大会への代表参加に係る経費。これにつきましては、部活動等での大会参加費や旅費、コートの使用料ですから、児童生徒が本来個人負担すべきものであるというふうに考えられます。しかし、学校を代表して大会等に出場するという理由ということから、保護者がお金を出し合って負担をしているというふうに考えられると思えます。ただし、この場合、PTA等団体会計の場合は、個人負担に対する団体からの援助というふうに考えると。学校集金から同じようなことをする場合もあるんですが、その場合は、自分の子供が恩恵を受けないということもあり得るということも含めて、目的や意図を周知した上で負担を求めることが必要というふうに考えています。学校教育活動の一貫である側面、それから、スポーツの振興の考えから、中体連の夏の大会については一定の補助を公費で行っています。具体的には、県大会へ行くお金の旅費の半分は持っている。そのほかにも全国大会、それ

れから、学校運営に必要で基本的な物品以外のものとなると、例えば、体育の例ばかりで申しわけないんですが、バスケットゴールがありますけれども、バスケットゴールは割と子供らが入れにくいので、バスケットゴールの大きなリングのものが市販で売っています、また、作製することができます。これにつきましては、必ず必要なものではないけれども、あると教育活動が充実するようなものというふうに考えられるかと思います。これは、例えば、大型のプリンターであるとか体育館用のヒーター、それから、特殊なマット、それから、時々中学校で見かけるんですが、くつろぎ用のベンチ、それから、部活動でいうと、ピッチングマシーンとか、そういったものになるかと思います。

それから、その米印ですが、ただし、団体会計の支出で物品を受け取る場合、団体の意思として合意されているもののみ受け取ることができるということが必要かと思います。また、学校集金の場合、四日市市立小中学校集金等事務取扱要領及び同集金事務の手引きについて基づいて、保護者への説明、適正な処理、決算報告、監査などを確実に行うということで、別添資料3を見ていただきますと、定めてあります四日市市立小中学校集金等事務取扱要領に基づいて、適正な執行のポイントが書いてございます。これをきちっとやるということです。そして、必要な場合には寄附受納基準に基づいて受納するというので、きちっとやっていくということで考えていきたいというふうに思います。

そして、最後、済みません、8ページになりますが、今後の対応としまして、まずは来年度予算に関してなんですが、今回の調査及び考え方をもとに予算資料を作成し、できるだけ保護者負担が軽減されるよう予算要求を行っていきたいというふうに考えます。そして、学校が必要な予算というのは、今回ご指摘いただいたように、今後も調査を行って予算要求に反映させていきたいというふうに思います。そして、学校運営に必要で基本的な物品がどういうものなのか、そして、また、その数や量について今後行う調査と並行して検討をしていきたいということですが、ただし、やっぱり明確な線引きとしては今のところ難しいということでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑ございます方は挙手にてお願いしたいと思います。

豊田政典委員

まず、今回、調査に随分労力をかけてもらったと思うんですけど、少なくとも教育委員会が調査をしなければ実態をつかんでいなかったことは大いに反省してもらいたと思います。

今後について、この8ページ、本冊の8ページに書いてあるような方向でいいと思うんですけど、方向はそれでいいんですけど、ちょっとまだ弱いかなという気がしていて、7ページまでにも非常に分類が難しいという認識が示されていますが、それはやっぱり一定の基準というのをつくった上でこれから改善していく必要があると思うんですよ。基準づくりを難しいながらもきちんとやっていただいた上で、それから、来年度予算については、この文章もちょっと曖昧ですけども、公費で負担すべき経費については必ず予算化するという方向を確実にやってもらうことが改善のあかしにもなりますから、それを要望したいし、今後も調査を行っていくというのも評価するという、生意気ですけど、そういうふうにやっていただければと思いますが、その辺の、我々議会が、委員会が要求してここまで調べてもらったんですけども、そのことが把握できていなかったこと、それから、これから変えていくんだよ、改善していくべきところは改善していくんだというところを改めて言葉にしてほしいなと思いますが、いかがでしょう。

田代教育長

まず、これは本会議のほうでも豊田委員指摘されましたけれども、今、実態をきちっとつかんでいなかったということについては、本当に申しわけなく思っています。各学校でそれぞれいろんなやり方をやっているというものの、教育委員会が本来、もう少し基本的な押さえをするのが本来であるということで、反省します。今後もこれについては一定、何といいますか、定期的に見ていかなあかと。チェックをかける、やり方は工夫しますけれども、そういったことも必要かなと。何年かたつとまた戻ってってしまうということのないように、きちっと意識してやっていくべきだというふうに認識します。

それから、7ページの基準づくりは、これは石黒課長も説明しましたように、できるだけ、どの程度の数量云々ということも含めて、もうちょっとこの私費区分のところは実際に、調査表だけじゃなくて、もう少し丁寧にヒアリングをすることで基準づくりに結びつけていけるものというふうに思っています。そして、公費負担についても、これはもう既に財政当局にもこの話を持ち込んでおりますので、予算に反映できるように努力したいと

ということ。そして、今後もこれについて、私費区分のところもありますけれども、この辺をもうちょっとかみ砕いて丁寧に見ていく必要があるのかなというふうに答えます。

ただ、私も実は、今回、特に小学校40校全部回りました。去年からずっと回りまして、この話も各校長先生、教頭先生に大なり小なり聞きました。聞いた中で、やっぱり、石黒課長言いましたように、各学校によって校長先生、あるいは、PTAの考え方で若干ばらつきがありましたが、一定きちとした考え方を教育委員会のほうが示すことで、それに基づいてある程度の校長先生やPTAの中の裁量ということも必要かなと、これ、個人的に私の感想ですけど、いずれにしましても、今、指摘を受けたことについてきちっとやっていきたいというふうに思います。

豊田政典委員

本会議は私じゃなくて川村高司議員ですが、現場、学校の声としては、どこかにも書いてあったように、だんだん学校の配分予算が減ってきていて、随分と節約しないと困っているみたいなのが、この中にも知っている方がみえると思いますし、それはどこかに書いてあったように、曖昧なので切っちまえみたいなのところがあったと。そうじゃなくて、そうこうしているうちに本当に足りなくなってPTA会費からもらったとか、そんな流れがあると思いますから、ここで区切りにしてもらって、変えて、必要なものは当然公費でやるというふうに変えてほしいなというのと。

1個だけお聞きしたいのは、もう一個、特に私費のところ、私費負担もやむを得ないという判断もありだということですけど、寄附金や何か提供が多ければ、当然教育環境であったり部活動であったり、充実していくじゃないですか、単純に。そうすると、そうじゃない学校との学校間格差が出てきますよね。それはそれでいいんですか。よくわからないので。寄附の多い学校は環境がよくなって、そうじゃない学校はそのままというのは、それでええのかなと。

石黒学校教育課長

それにつきましては、そういうことで差が出てくるというのはよくないというようには認識しています。今いただいたご意見に対するお答えというわけにはならないんですが、学校教育課からいろんな経費を、配当を学校にする場合は、そういった小規模校が不利にならないように、そんな配慮は当然させていただいております。

豊田政典委員

単純な発想として、一切寄附は受けないようにするとか、そんなわけにもいかないんですか。公教育なので、不適正なものでないにしろ、受け取っちゃうと差が出るんでみたいなことで。そういうわけにもいかないものなんですか。

石黒学校教育課長

今の現実的な場面で、じゃ、あすから寄附を受けないということが可能かということにつきましては、ちょっとやっぱり考えというか、検討する必要があるだろうというふうには思います。実際には、例えば、寄附をいただいたもので、非常に有効だったので、その後で学校に配当するように検討するというケースも出てくるかと思しますので、全くなしにするというのは今ちょっと現実的じゃないというふうに、今、自分としては思います。

豊田政典委員

最後。次年度予算の説明の際には、基準の検討、途中経過かもしれませんが、そういったものと、それから、予算案がどういうふうにこの教育民生常任委員会の所管事務調査によって変わったのかわかるようなもので説明をいただきたいなと思います。お願いしておきます。

樋口博己委員長

来年度予算においては、しっかりとそのように対応をいただきたいと思います。

他の委員の皆様。

山口智也委員

今後についてですけれども、6ページから7ページの考え方を徹底するために来年度予算に反映させることとあわせて、PTA側にこの考え方をどのように周知させていくのかというところ辺をちょっと教えてください。

石黒学校教育課長

まず、近々あります小学校長会、中学校長会のほうでこの件につきまして説明をしっか

りしたいというように思います。その次は、各単Pの問題がありますので、各学校長が学校のそれぞれの実情に応じて今のような話をPTA会長と相談をして、できるだけ保護者負担を減らすという考えに立ってPTAの方と相談をしていくということが必要かと思っています。

山口智也委員

わかりました。先ほど各PTAが裁量で判断できるようにというお話もあったんですけども、PTAがしっかり判断できるように、教育委員会としては学校の状況をしっかり監視というか、見ながら、必要な、必要があればしっかり助言をしていただくということで、そのあたりを徹底していただければいいのかなというふうに思いました。

以上です。

中森慎二委員

学校のそれぞれの状況といっても、そんなに私は大きな差異はないと思うんですね。だから、教育委員会がしっかりとした基準をちゃんと示すことと、もう一つは、市P連の会合に行って……。というのは、単P、一つの小中学校だと、今までずっとそれを引きずってきたわけじゃないですか。だから、その話はしにくいところもあるかもわからんね。だから、教育委員会として全市的な検証をした中で、こうなんだということを市P連の皆様方にもお伝えすることも大事だし、もちろん校長会に伝えるのも大事なんだけど、あらゆることを通じて教育委員会はこういう方針でいくんだということを正確に伝える場面をできるだけ多く持つということが大事だと思うんですよ。

もう一つは、そのときにがちがちのもので、多少意見も聞きながら、述べるところはやっぱり変えていくということの考え方を持って、だけど、譲れないところはここなんだということはきちっと話をしていくという、そういうスタンスで臨む必要があると思うんですけどね。

石黒学校教育課長

ご意見いただいて、そのとおりだと思いますので、そのような場面で、具体的には、当然市P連の会長さんとか事務局と相談することになると思いますが、説明をする機会も持っていききたいなというふうに考えています。当然意見を聞き取るという姿勢でいきたいと

思っています。

中森慎二委員

ちょっとわからないんだけど、項目の中で卒業証書の筆耕代って入っているじゃないですか。例えば、別紙資料の2ページの役務費の手数料、筆耕料44万1760円。これは、卒業証書の名前をPTAのお金で書いてもらっているということですよ。だから、やっぱりこういう基本的におかしなところはちゃんと正さないかなと私も思うし、そこら辺のところはやっぱり予算として裏づけをちゃんとしていかなあかんし。

もう一つは、今、公費としてわたされている各学校への予算。その算定がどういう基準なのかとか、学校1校当たり幾ら現実に行っているのかと、その内訳はどのような内容で行っているのかというものもちょっと資料としていただきたいなと僕は思うんだけど。特に来年度予算に対してどういうところを従来よりも肉づけをしたのかというのを見るためにも、そういう資料をちょっと、きょうじゃなくて結構ですので、またいただけませんか。

樋口博己委員長

それでは、資料を、後ほど提出をお願いしたいと思います。

先ほど市P連の説明というお話がありましたが、ぜひとも単Pの集まる会長会での、PTAからの直接の説明をお願いしたいと思います。

それでは、他の委員の皆様。

小川政人委員

本当やったら学校名は黒塗りでもよかったんだけど、PTAの決算書ぐらい出したほうが、二、三例があって、二、三で、全部出せと言わへんで、全部見るのはなかなか難しいかもわからんけど、そういうのも出したほうが、まとめる前に出したほうがええのと違ったんかなとは思っています。中森委員言われるように、各学校、過去の経緯、歴史とかいうものがあると、なかなかPTAの会長でも一、二年でかわるんやろうと思うで、そういうところでいくと、なかなか思い切った改善はなかなか個人的に勇気の要ることやろうと思うで、できへんところを見るとね。おかしいなと思いつつも出さざるを得んという、出してきておるといふところもあると思うもんで、そこは気いつけやんとあかんのかなと思うのと。

それから、7ページの4ですか、Cに分かれておるんやけど、3番目の丸、公費で賄われている必要分に加えて、数や量がふえることによって教育効果や利便性が上がるもの、効果や利便性が上がるんやったら僕は公費で出したらええやないかと思うんやけどさ。これ、何か居直られたみたいに、数が決まっておるんやで余分に出せやんわという話と違って、あんたらが効果が上がって利便性があると言うんやったら、教育委員会は数をふやすことを考えなあかんわけやで、そこは……。1台何百万もするものとか、そういうものは言わへんよ。ボールとか、今、例に言ったように、ボールとか、バスケットのゴールか、ゴールと言うのか何と言うのか知らんけれども、ここでやっぱり効果が上がって、効果があるものについては当然公費で数をふやしていくという考え方は必要なかなというふうに思うんやわ。今はないやろうと思うけど、僕の経験から言ったら、三十数年前やけど、幼稚園では指導主事がたまに来ますやんか、年に1回とか2回。その人たちに贈り物をしておったでな、PTAの会費で。あほかと言ったんだけど、靴下とか贈るんですわと言うてさ。仕事で来るんやでそんな必要はないやろうという話やけど、今は多分、もうないと信じておるけど、そういうこともあったわけやから。現実に払った覚えがあるでそう言うんやろうけれども。

この辺も直していかなとあかんと違うかなと思うのと、やっぱりきちっと、それはPTAとしても困っておれば、自分の子供たちのために出したい、出すということはやぶさかではないんやろうと思っておるけれども、それを逆手にとっていくとかえってあかんもんで、そのこの辺の基準は学校側がしっかり、学校や教育委員会がしっかりしておらんとあかんところがあるで、それは本当にきちっと考えていってもらいたいなというふうに思うのと、やはり本当にそれが必要なのか。必要であったら公費で賄おうかということきちっと明確にしていかなとあかんと思うで。初め、説明を聞いておったら、居直ってきたんかなと思って。石黒さん、居直ったんかなと思うておったけど、そんなぐらい、こんなのを委員会で認めていってあれしたら、これからこれが基準ですわと言われると、とてつもない反対にいく場合もあるで、なかなか認めにくいけれども、認めるつもりはないけれども、やっぱり今言った点だけはもうちょっときちっと考え直してほしいなと思う。

中森慎二委員

鳥の餌がない、私費負担もやむを得ないという欄に入っているんやけど、公費の3倍支出しているわけな、PTAの予算で。僕は、小鳥とか小動物なんかは教育的観点から非常

に重要なものだと僕は位置づけているんやけど、地域の人からくず野菜なんかをもらったりして僕はよく見ているけど、こんなのはやっぱり学校の公費として出すべきものじゃないかなと思うな、基本的に。だから、教育委員会もやっぱり改めやなあかんところもあると思うでさ、学校だけの責任じゃなくてね。だから、そこら辺の観点をちょっと見直さなあかんね、全部、もうちょっと。

田代教育長

今回、この資料は、全てそのまま書いていますので、私も思いましたし、例えば、石けんなんかでも、手洗いとかうがいとか、そういうものをしっかりやってくださいという中に、やっぱり石けんも必要かなと。鳥の餌も、当然生き物、子供たちの教育の中で必要です。これは、必要な部分は当然公費で見えていく、当たり前のことやと、反省します。

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしたら、来年度予算に向けての考え方をしっかり示していただいて、予算獲得を議会としても応援してまいりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、西橋北小学校の耐震診断結果及び改築対象校舎の考え方ということで、説明を受けた後に休憩を入れたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

理事者の皆さんはよろしいですか。

それでは、畠山課長。

畠山教育施設課長

教育施設課の畠山です。よろしくお願ひいたします。

お手元のほうにA3でつくらせていただきました。教育民生常任委員会所管事務調査資料、西橋北小学校の耐震診断結果及び改築対象校舎の考え方についてということでございます。

まず、1ページをおあげください。

前回、一般的な建物の耐震の考え方、そして、また、学校については、一般の建物に加えて、1.25倍を乗じて0.75倍、0.75というI s値をもって耐震を行っているところだと説明させていただきました。一番下段の表につきましては、大変見にくい表で申しわけございませんでした。改めて整理、明解に見えるように整理をさせていただきました。この中段にございますように、学校につきましては、I s値を0.75として、巨大地震においても小破ということで、地震後も避難場所として使えるように耐震補強をしているところがございます。

続きまして、2ページをおあげください。

前回の説明の中で、大変ページを飛んでわかりにくいというご指摘をいただきました。それぞれの過程において、わかるように段階的に整理をさせていただきました。

西橋北小学校の耐震補強工事の経年による影響の調査でございます。今回、西橋北小学校で耐震化の対象となった校舎は2棟ございまして、平成12年に国の基準に基づきまして耐震診断、そして、平成13年に耐震補強が行われております。このたび、大規模改修を実施するに当たりまして、その耐震工事から10年が経過していることから、その有効性について検討したところでございます。

1番といたしまして、コンクリート圧縮強度の確認の状況ということでございます。

まず、第1段階といたしまして、平成24年4月29日に、今回の調査は平成13年度に実施した耐震補強工事の有効性を確認する目的から、簡易的に各階1カ所のコアを調査したところでございます。測定結果といたしましては、下図のとおりでございまして、1、2、2階におきまして、この黒く塗った部分、低い数値が測定されるなど、測定値にばらつきがございます。

6ページ、A3の図面がございまして、カラーでお示ししております。この1、1棟。この1、1棟につきましては、この左側、平面図左側の部分でございます。1階のナンバー1というふうに入れさせていただきました部分が、この図面で見ますと、中央、上段の1階、ナンバー1、中央廊下北腰壁圧縮強度 28N/mm^2 ということで、円形から見ますと、この窓の下の部分、そして、また、近寄ってみますと、床から650mmほど上がった部分において採取をいたしております。

そして、また、2階につきましては、次ページをごらんいただきますと、ここでございますナンバー1と書かれた部分で、図面では下部分の左から二つ目でございます。2階教

室スマイルBの南袖壁ということでございます。この部分につきまして、課題となっております。圧縮強度 9.3N/mm^2 ということで、大きく写真をとりますと、床から570mmほど上がった部分で採取したものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきますと、ここで3階、ナンバー1ということで、同じように、この部分につきましては、3階女子便所南壁でございます。この部分につきましては、圧縮強度 18.9N/mm と、図面で見ますと、中央部、上段でございます。この部分につきましては、今年度夏休みに行いましたトイレの大規模改修におきまして、現在は多目的トイレの入り口になっておりますので、撤去された状況となっております。

続きまして、戻りまして、1 2棟でございます。この部分、1階につきましては、6ページ、右部分の1 2の棟でございます。ナンバー1といたしまして、この部分は、この図面で見ますと、右側、中段でございます。1階廊下北腰壁ということで、圧縮強度が 11.4N/mm と。そして、場所につきましては、床面から約570mm上がった部分で採取をしたところでございます。

続きまして、2階の部分につきましては、7ページをごらんいただきますと、ナンバー1ということで、図面で見ますと、右下でございます。2階、ナンバー1、図書室西入口袖壁ということでございます。測定結果につきましては、 15.2N/mm^2 ということでございます。場所につきましては、床面から530mmほど上がった部分で採取したところでございます。

続きまして、8ページをおあけください。

1 2棟、ナンバー1といたしまして、この図面で見ますと、一番下段、右側でございます。3階、ナンバー1、ホール南壁ということで、圧縮強度につきましては、 30.1N/mm^2 ということでございます。床面から約650mm上がった部分で測定したものでございます。

こういったことから、済みません、2ページへお戻りください。

今回、調査において、コアにより強度を測定した経過につきましては、耐震診断基準においてコア圧縮強度を行い、シュミットハンマーについては補完する目的ということから、今回はコアにより行いました。平成12年当時につきましては、そういった記載がないことから、シュミットハンマーにより採用されたところでございます。現時点におきまして、コアを推奨するというような位置づけになっているところでございます。

そして、また、米印二つですけれども、前回、少し単位が平成12年とそして現在と入り

まじっておりまして、大変誤解を持つような説明をいたしまして、申しわけございませんでした。国際単位系 S I が導入されることによりまして、1 kgf イコール 10 N というふうな形で単位があらわされることになりました。おおよそ 1 対 10 の換算になります。前回申し上げました 135 kg/cm² というものを現在の基準に直しますと、13.5 N/mm² ということでございます。この内容につきましては、例えば、1 mm² のコンクリート柱に対しまして 1.35 kg までの重さに乗せても壊れない強度をあらわすものでございます。前は分母が cm² と、今回 mm² と変わっておりますので、このような換算になります。

続きまして、3 ページをおあげください。

第 2 段階といたしまして、第 1 段階におきまして、やはり相当に測定結果にばらつきがあるということから、信頼性に欠けると判断いたしまして、耐震基準に定められているコンクリートコアによる強度試験結果に採用する場合の手法によりました。建物全体の強度が推定できると考えられる箇所を選定してすることとなっております。このようなことから、偏りがないように箇所を選定し、各階 3 箇所を調査したところでございます。基本的に全体の建物の中で同じようなコンクリートが打たれている中、このコンクリート調査というのはこの 3 本ということでございますので、今回の床面積にしましても大変大きな面積の中で 3 本ということでございます。不良箇所を測定するという意味合いじゃなくて、建物全体の平均的なコンクリート強度を求めていくというような趣旨というふうになっております。

測定結果といたしまして、下図のとおり、偏差値を用いて、その三つの強度から推定強度を求めることになっております。1 棟 2 階における前回の調査のばらつきの影響が大きく、そのような手順につきましても、この 1 棟、中段にございます、2 番にある 12.5 N/mm と、採用圧縮強度 13.5 N/mm に対して 12.5 N/mm という数字が出ております。それぞれの測定内容につきましては、ここの、例えば、1 棟、ナンバー 1 とありますのは、先ほどご説明申し上げた数字でございます。加えまして、1 棟、1 階におきましては、ナンバー 2 ということで、6 ページ、中央、下段の写真でございます。1 階、ナンバー 2、教材室西腰壁ということで、この部分については 15.6 N/mm 出たところでございます。場所につきましては、円形の写真、そして、また、床面から 470 mm 程度の高さで測定をしたものでございます。1 階、ナンバー 3 につきましては、6 ページ、左側、1 階、ナンバー 3、廊下西端壁圧縮強度 26.1 N/mm² という形で、床面から約 390 mm の高さで測定したものでございます。

そして、また、2階につきましては、7ページをおあけください。

ナンバー2ということで、図面左側、ちょうど図面の中央、下段でございます。1 1、2階、ナンバー2、教室つばさ西腰壁、圧縮強度 $21.0\text{N}/\text{mm}^2$ ということで、床面から約440mmの高さで測定したものでございます。ナンバー3といたしまして、この図面、右端、7ページ、右端、中段でございます。2階、ナンバー3、図書室東腰壁、圧縮強度 $18.2\text{N}/\text{mm}^2$ ということで、床面から約460mmの部分において測定したものでございます。

続きまして、3階に参ります。8ページをおあけください。

ナンバー2といたしまして、図面左端、3階、ナンバー2、教室5 A西腰壁、圧縮強度 $19.4\text{N}/\text{mm}^2$ という測定をしたものでございます。床から約560mmの位置で測定いたしました。ナンバー3といたしまして、8ページ、左端、中段でございます。3階、ナンバー3、西階段西端壁ということで、圧縮強度 $12.5\text{N}/\text{mm}^2$ という結果が出たものでございます。

続きまして、1 2棟でございます。6ページをおあけください。

ナンバー2といたしまして、図面上段、右端でございます。1 2、1階、ナンバー2、職員室玄関東壁ということで、 $19.3\text{N}/\text{mm}^2$ という測定が出たものでございます。場所につきましては、床から約1000mmの部分でございます。ナンバー3につきましては、この部分にございます一番下段、1階、ナンバー3、保健室東腰壁、圧縮強度 23.0 ということで、G Lから660mmの高さで測定したものでございます。

続きまして、7ページをおあけください。

ナンバー2といたしまして、図面右端、中段でございます。ナンバー2といたしまして、図面右端、上段でございます。測定場所といたしましては、階段付近でございます。F Lから750mmの部分ではかっております。結果といたしまして、 $13.0\text{N}/\text{mm}^2$ でございます。続きまして、ナンバー3といたしまして、図面中段、右端でございます。図書室東側腰壁ということで $18.2\text{N}/\text{mm}^2$ 、床から約460mmにおいて測定されたものでございます。

続きまして、3階部分でございます。8ページをおあけください。

ナンバー2といたしまして、図面右側、上段でございます。階段部分におきまして、東階段東壁、圧縮強度 $19.1\text{N}/\text{mm}^2$ ということでございます。床面から約800mmの部分で測定いたしました。ナンバー3といたしまして、図面中段でございます、右端でございます、右端中段でございます。机椅子保管室東腰壁ということで、測定結果といたしまして、 $21.0\text{N}/\text{mm}^2$ 、そして、床から約440mmの部分で測定されたものでございます。

この3ページにございますように、1 1棟、1 2棟それぞれの階におきまして、1

1と2階以外の部分については、こういった標準偏差を用いた中で、目的といたします採用強度、採用圧縮強度を満たしたという結果になったものでございます。

続きまして、4ページをおあげください。

先ほど課題となりました1-1と2階の部分におきまして、やはり当初の測定のばらつきが大きく、圧縮強度が他と比べて極端に低い箇所がある場合や、当該階で大きくばらつく場合のその手法がございますので、それらに基づきまして再度コアを採取して再試験することになりました。ということで、再度、さらに、3カ所のコアを抜いたものでございます。4ページのコンクリートコア調査表ということで、1-1棟につきましては、2階について、前回の3本に加えまして、ここにございます4、5、6という形で再度3本を抜いたものでございます。

この部分につきましては、7ページになります。2階部分ということでございます。この部分、1-1棟でございますので、左側となります。ナンバー4といたしまして、図面で申し上げますと左下段でございます。2階、西階段西壁ということで、この部分で測定を行いました。圧縮強度といたしまして、 15.2N/mm^2 ということでございます。場所につきましては、床から約1950mm上がった部分でございます。そして、ナンバー5といたしまして、図面で見ますと左から2列目の上段でございます。1-1、2階、ナンバー5、教室3-A西腰壁ということで、測定強度といたしまして 22.8N/mm^2 ということで、床から約580mmの位置で測定したものでございます。ナンバー6といたしまして、その右の写真でございます。2階、ナンバー6、中央階段北腰壁といたしまして、圧縮強度 19.3N/mm^2 ということで、この部分につきましては、床高から870mm上がった部分において測定したものでございます。

これら6点の強度につきまして、この4ページ、表にございますように、単純平均をいたしますと 17.2N/mm 、そして、また、その標準に対しては 4.87N/mm と。それらの2分の1を差っ引きますと 14.8N/mm ということで、当初の採用圧縮強度 13.5N/mm を上回るということでございます。これらにつきまして、中央の丸にございますように、コンクリート圧縮強度の調査の結果といたしまして、上記の調査の経過により二重線で囲われた指定圧縮強度が確認され、いずれの測定箇所においても耐震補強設計に用いられた採用圧縮強度を上回ることから、コンクリート圧縮強度について問題がないと判断したところでございます。

続きまして、その下の2ポチ、コンクリート中性化試験の状況でございます。

この部分につきましては、採用したコンクリートコア、1棟につきましては、採用したコンクリートコア全12本都合あげましたけれども、その中、中性化試験を行った結果といたしまして、中性深さが30mmを超えるものが2本確認されたということでございます。この30mmというのは、一般的に鉄筋コンクリートは、表面から約30mm入った部分に鉄筋が入っております。その鉄筋にまで及ぶような中性化の部分について確認をするということでございます。

そういった結果から、9ページをおあげください。

それぞれのコアにおいて、中性化を測定した箇所、先ほどのコアの箇所と同時に、その写真を掲載させていただきました。この9ページでございます1棟、1棟につきましては、大きく中性化をした部分はございませんでした。この写真、下段、中央を見ていただきますと、この赤い部分がアルカリを十分に示しているという部分でございます。この写真、左側、少し白い部分がございますが、筒もとで最大40.6mm、34.7mmというような、白く中性化の部分が認められたというところから、今回問題視した部分でございます。こういった形で、ほかの部分を見ていただきますと、ほとんど中性化されていないもの、もしくは、9ページ、右側でございますように、1棟では約8.3mmとか6.1mmとかいう形で中性化したものがございます。

10ページをお開きいただきますと、先ほど申し上げました2本あったその1本というのが、この10ページでは、下段、一番左の写真でございます。この部分におきまして、筒先におきまして最大30.6mm、そして、平均33.2mmの中性化された部分があったというところでございます。それ以外につきましては、この写真でございますように、30mmを超えるような中性化の状況はなかったということでございます。

11ページをおあげください。

3階部分でございます。ここにございますように、それぞれの部分におきまして、この部分では、一番中央、上段でございますように、17.3mm、平均10.4mmという部分がございますが、先ほど申し上げました30mmを超えるような中性化をした部分はなかったというところでございます。

こういった中から、4ページでございますように、1棟につきましては、全コア数9本の中で、この基準としております30mmを超える、中性化を超えるようなコアはなかったということでございます。こういったことから、1棟につきましては、経年指標を見直す必要はなかった。そして、1棟、戻ってしまって申しわけございませんが、そ

ういった中で、前回用いましたそういった中性化による経年変化を示す指数におきまして、平成12年には0.976と大きな数字を入れておりましたが、今回、中性化が発見されたということから、0.96と記されたところでございます。こういった中性化の部分につきましては、今後行います大規模改修におきまして、例えば、外壁を塗装いたしまして、それ以上の中性化を防ぐというような手だてをもって、十分にその建物を使っていくための長寿命化が図れるというふうに考えたところでございます。

次、5ページをおあげください。

構造指標 I_s 値の確認の状況でございます。

基本的な性能評価項目でございます安全性のレベルにつきましては、この I_s 値をもって大地震が起きても生命の保護ができるというような部分から、前段に説明いたしました0.6という数字がございます。3番に書いてございますように、5ページ、上段ですが、建築構造体の耐震性能をあらわす指標は下記の計算式で求められます。先ほど申し上げました I_s 値がという形が出てくる過程におきまして、Eの0、SD、Tと、三つの要素の数字を掛け合わせ、 I_s 値というのが求められます。

Eの0でございますが、この部分でコンクリート強度というものがここで評価されるわけですけれども、この数字、このEのゼロというものにつきましては、柱とか壁の位置や大きさによって求められるということから、これが経年によって変化しない。ただ、そういった壁や柱の位置でもって構造計算する折においてはコンクリの強度が示されておりますので、その強度について、現時点においてもそれがあかないかという部分について、今回、調査を行ったものでございます。次のSD、形状指標という数字でございますが、これは吹き抜けなどのある建物など、アンバランスな建物について評価する指標となっております。この部分につきましては、平成12年以降、増改築等も行っておりませんので、これについてもその数字について変化がないところでございます。最後のTでございますが、先ほど中性化ということで、経年による変化ということで、ひび割れとか不同沈下などについて、経年指標というものにおいて評価をしております。その部分につきましては、1棟につきましては、ございますように、中性化深さが30mmを超えるものが2本確認されたということから、その数字を0.976から0.960と引き下げ、再度検討をしたものでございます。

こういった過程におきまして、ここにございますように、 I_s 値につきましてそれぞれのE0値、SD値、T値を掛け合わせ、例えば、X方向、1階におきましては、それぞれ

三つを掛け合わせますと0.752ということから、先ほど申しました0.976から0.96と下げますと約1.6%ほど下がる状況にございますが、それをもってしても目標といたします避難場所の0.75を上回るという確認がされたところでございます。2階につきましても同じような、再度計算をいたしました。3階につきましても再度計算をいたしまして、1.543ということで、十分なI s値があるということでございます。Y方向につきましても、同じような過程によりましてそれぞれ0.75を上回るという形を確認したところでございます。

1 2棟につきましては、先ほど申し上げました経年指標については変化がございませんが、再度確認という意味合いで、当初の耐震補強結果を再度、再掲いたしてございます。それぞれの数値を見ていきますと、X方向で、1階で0.796と、2階で0.779と、3階で0.942と、それぞれ上回っている状況でございます。Y方向につきましても、1.124、0.856、0.831というふうには上回っている状況でございます。

これらのことから、4番といたしまして、調査結果といたしまして、西橋北小学校1 1棟、昭和33年に建設されたものでございます、1 2棟、34年に建設されたものにつきましては、耐震補強の目的とするI s値が0.75以上という部分を保っていることが確認され、十分な耐震性があり、引き続き使用できることが確認されたものでございます。

今回、調査を行いました結果につきましては以上でございます。

続きまして、資料のほう、13ページをおあけください。

もう一つの大きな所管調査でございます、所管事務調査でございます改築対象校舎、(ベランダ校舎)の考え方でございます。

こういったベランダ校舎、もともと改築を今回計画いたしましたのは、特に昭和30年代建設の校舎、古い校舎でございます。その中におきましても、ベランダという特殊な形を持った校舎を今回改築対象といたしております。

その課題を分析いたしますと、学習環境への影響といたしまして、ICT学習に用います電子黒板、大変重うございますが、そういった部分がベランダと教室の段差があることから移動が困難。写真で見ますとAでございます。この部分、階段室の段差でございますが、約150mmほどございまして、この部分はなかなか重いものを運ぶのが円滑にできないということでございます。

また、今回、この写真をお示ししているのは、近々に迫っております富田中学校でございますが、小学校におきましては、電子黒板と同じように、給食の搬送が毎日あると、どの教室もあるということで、こういった段差については大変大きな課題となっております。

これにつきましても同じような状況でございます。

三つ目のポチで、北側に廊下がないということで、特に北風等の、教室が影響を受けて、大変冬場には厳しい状況があるというのは学校を聞いているところでございます。一般の学校ですと南側に建っておりまして、冬にはその間に階段があると。間接的な状況でございますが、いきなり北側ということでございます。そして、また、下段にございます平面図を、3階部分になります。見ていただきますと、校舎では教室とトイレと階段室しかないというような状況で、一般的に休み時間等にクラス間の交流の場となっている階段が、廊下がないということから、やはりそういったコミュニケーションの部分でも少し課題があるというふうに学校から聞いているところでございます。大変建物をコンパクトに作るという当時の目的からこのような形状がとられたのではないかと判断しております。

二つ目の課題といたしまして、バリアフリーということで、誰もが分け隔てなく使えるような学校という部分でございます。特に雨天時におきましては、もともとこの校舎の利用として、階段で上下方向を移動しながら使うということから、雨の降る部分ではベランダというのは通りにくくなりますので、きょうの場合、通れなくなりますので、1階へおりていかなければ雨に濡れずにほかの教室に移動できないというような課題がございます。より、体に不自由な方につきましては大変つらい状況となっております。また、ベランダを移動手段と使用しても、やはりベランダと教室に差があるということで、この写真についてはAでございます。それと、階段の途中。特に2階、3階のトイレにつきましては、階段の踊り場にありまして、写真Cになります。左側の中央になります。半分階段をおりたところにトイレがあるということで、毎回階段を上がり下がりしないと便所にたどり着かないということで、これについても、けが等、不自由のある場合には大変つらい状況となっております。

そして、また、三つ目の課題として、トイレの配置でございます。この富田中学校につきましても多目的トイレを設置するということから、1階部分については廊下がございますので、その端側部分に設けたわけですが、2階、3階部分につきましては、この平面図にございますように、大変手狭で、現実的には多目的トイレを設置することができないということで、配置上も困っているところでございます。また、トイレスペースも手狭で、これも改修によりまして、当初は男女共用したトイレだったわけですが、それぞれの階に男子、または女子を配置せざるを得ないという中で、大変苦勞をかけている

ところでございます。これにつきましても、写真Cのような状況で、大変手狭でございます。

4番目といたしまして、危険性といたしまして、やはりこのベランダ部分は、Dにございますように、少し勾配というのは見えきれないんですけれども、やはり外側の水を導くということから傾斜をつけてございます。そういった中、やはり雨の日はそういった傾斜も相いまりまして、濡れる、また、傾斜があるということから、大変滑りやすいというような状況がございます。また、こういった注意をして、そのベランダを雨の日に使った場合にも、やはりその水に接した靴等によって教室の中、特に階段なんかそういった水分を持ち込んでいただきますと大変滑りやすい状況になるということから、危険性についても苦労しているところでございます。この写真、Eを見ていただきますと、特に最上階につきましては、この軒がベランダ幅まで、越えるような幅にないということで、特に最上階につきましては、雨の降り込み、そして、少ない雨でもぬれてしまうというような状況がございます。そして、また、ベランダからの転落の防止ということで、今、学校で、例えば、少し多動性のお子さん等も一般学級において受け入れをしているような状況でございます。こういったベランダ校舎以外の学校におきましても、例えば、渡り廊下等にベランダ、同じような手すりがございます。そういった部分についても学校では大変安全性の確保に危惧しておりますし、特にベランダがあると、教師がいない間でのそういった悪ふざけとか少し障害をお持ちの方の不安定な動きによってその安全確保については大変苦労しているということで、廊下とベランダの両方を保有する学校、新しい学校におきましても、ベランダの使用については教師の管理下のもとでやっているというような状況でございます。

この一番下段にございますように、これらの改築を実施する理由といたしまして、これらの課題を解決するためには、廊下の設置やトイレの増設、そして、また、段差解消が必要となりますが、構造体を大きく改造することになります。そういった場合、建築基準法の制約もございまして、また、大規模改修ではその範疇まで改修ができないということから、やはり改築を持たなければ今求めている学習環境というのは確保できないということから、改築の必要があるというふうに判断したところでございます。

そして、14ページをおあけください。

前回の所管事務調査では、今まで行ってきました所管事務調査においてご意見をいただいた部分が十分に説明されていないというような、大変厳しいご意見をいただきました。

申しわけございませんでした。この中で、前回の調査の中で委員の皆様からご意見をいただきましたものを整理させていただきました。

1番といたしまして、施設整備の手法として修理修繕型から予防保全型にシフトしていく必要があるというふうなご意見をいただきました。現在、学校施設につきましては、1月に学校から補修箇所の聞き取りを行いまして、教育施設課の職員が学校へ出向きましてその調査を行いまして、早急に整備するもの、そして、また、予防保全の観点から行うべきものなどに整理しております、分類をしているところでございます。

予防保全に当たる工事といたしましては、特に、例を挙げますと、体育館などの鉄板製の屋根につきましては、塗装が少し剥げてきた時点で予防保全という意味合いから塗装を行いますと長持ちするんですが、それをほったらかしにすると鉄板まで傷んでしまうと。まさしく予防保全の必要な部類に当たると思います。また、体育館の床につきましても、同じように、ニス部分で保護されておりますが、それを剥げたような状況で使い続けると、その床自体の入れかえも生まれますので、こういった部分は予防保全ということで、未然にする必要があると考えております。また、日ごろ、小規模な修繕につきましても予防保全の取り組みを推進するとともに、大規模な修繕は国の補助制度を活用しながら計画的に実施をしていくということから、長寿命化につなげていくという考えでいるところでございます。

2番目といたしまして、今後、統廃合が予想されるが、市長部局と一体的にストックマネジメントに取り組み、教育予算の確保に努めるべきであるというふうなご意見をいただきました。現在、市長部局におきましてもストックマネジメントの調査を行っていると考えております。そういった中から、連携を図りながら進めるとともに、こういった古い状況の共通認識、予防保全を必要とする共通認識を持ちながら予算の確保に努めていきたいと考えております。

3番目に、改修順序について、主に築年度によって優先度を決めているが、点数化などして、全ての学校において客観的な指標を設け、整備計画を立てるべきであるというご意見をいただきました。学校施設はどの学校も大きく形状が相違しておらず、また、使用している材料、使用状況についても同じような状況でございます。そういった観点から、現時点におきまして、建設年度により改修計画を立てております。学校の場合、児童生徒数の増員に合わせ増築を行っていることから、実際の大規模改修計画におきましては、例えば、二、三年の開きの場合には工事の効率性も考えまして、あるグループにおいて建設年

度が近い場合には同時に改修を行っているところでございます。今後求められます客観的な指標につきましては、今後についても検討していきたいと思っております。例えば、学校全体、1校の老朽度の進みぐあいをあらわすような指標もございまして、そういった建設年度を織りまぜた学校自体の、どういう順番で全体的に古いんだというのもこの指標に当たるかというふうに感じております。

続きまして、4番でございます。15ページをおあげください。

P F I事業への取り組みについても研究しながら、効果的な施設整備について取り組む必要があるというご意見をいただきました。効率的な施設整備の手法につきましては、常に研究、検討してまいる必要があると考えております。整備手法を検討する場合におきまして、本市においては4校の学校をやっておりますので、P F I事業につきましても一つの整備手法として検討してまいりたいというふうに考えております。

5番でございます。地域のまちづくりと学校の関連性は高いので、都市整備部などと連携して施設整備を考えるべきであるというふうなご意見をいただきました。学校施設につきましては、以前より地域コミュニティの施設としてご利用いただいております。また、加えまして、東日本大震災発生以降は、避難場所としての機能について充実を図る必要があるというふうに感じております。これらのことはまちづくりと大きな関連が多くあることから、都市整備部や市民文化部、この部分では市民文化部、そして、また、避難所の部分では危機管理室などにより連携を行う必要があると考えております。

6番でございます。学校は地域の防災拠点の役割を担っているもので、喫緊の課題である防災対策を早急に進めていく必要があるというふうなご意見をいただきました。平成24年度当初予算より津波被害に対応する学校防災機能の確保や、体育館の天井落下防止の整備に取り組んでおります。また、8月定例月議会におきましては、ご意見をいただきまして、小学校のガラスにフィルムを張る事業につきまして補正をいただいたところでございます。引き続きこういった取り組みにつきましては、今後、中学校についても順次整備を行っていく計画を考えていきたいというふうに考えております。

7番でございます。視点を変え、学校数の配置などを見直すという見地から、効果的な施設整備について考えるべきであるというご意見をいただきました。皆様ご承知のように、少子化の状況の中、学校規模適正化は重要な取り組みでございます。ご指摘のとおり、学校施設整備には大きく影響を与えるものと考えております。今後、学校のコミュニティ施設の役割や避難場所の役割についても念頭の上、施設整備の計画を行っていく必要がある

というふうに考えているところでございます。

続きまして、16ページ、8番でございます。教育環境の整備は喫緊の課題であり、スピードが求められる。財政的な縛りによる整備計画ではなく、必要な施設について議論を行い、予算要求のできる計画を立てるべきであると。内容といたしまして、市長部局もストックマネジメントをやっておりますので、学校の老朽化などの状況を十分に説明しながらその理解を求めまして、効率的な施設整備に留意するとともに、国の補助制度などを有効に活用し、より多くの施設整備が実施できるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えております。予算がないからというふうに諦めるんじゃなくて、先ほどPTAでございましたように、必要なものは必要として要求していくという姿勢が必要ではないかというふうに感じているところでございます。

9番でございます。学校規模適正化計画による学校配置に基づき、長期的な学校施設整備計画を立てるべきであるというようなご意見をいただきました。現在作成中の学校規模適正化計画を反映した施設整備計画となるよう努力、検討してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明、ありがとうございました。

それでは、時間も押しておりますが、35分まで休憩をしたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

16：20 休憩

16：35 再開

樋口博己委員長

それでは、定刻となりましたので、再開をさせていただきたいと思います。

それでは、質疑から始まりますが、この後、協議会が2本ございますので、できれば質疑の後に、協議会ですので、説明を聞くのみで本日はおさめたいと思いますので。時間のほうも4時35分ですが、5時15分ほどまでよろしいでしょうか。職員の皆さんの定刻まで

ということで、5時で、5時をめぐり質疑のほうもご協力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、ご質疑。

中森慎二委員

済みません。この5ページの最終の調査結果のところですが、ちょっと表現のことなんですけれども、西橋北小学校 1棟、2棟については、耐震補強の目的とするI sが0.75以上を保っていると言うんやけど、耐震補強が必要とされるI sが0.75以上保っているということではないの。日本語としてそれおかしくないの、これ。耐震強度、どうなの。何かその辺はどうなの、これ。

畠山教育施設課長

この1ページにございますように、今回、耐震補強をする目標値として、通常の建物ですと0.6なんですけど、学校については0.75を目標に耐震補強をいたしました。そういった意味合いから、耐震補強の目的として0.75まで引き上げていますので、目的とするというような言葉遣いになってしまったところでございます。

中森慎二委員

だから、コア調査の結果、0.75以下でやったらさらに補強する必要があるということでしょう。

畠山教育施設課長

この耐震、まずは、0.6あれば人命は保たれて、四日市市は避難場所ですので、0.75ということで、0.75なければ避難場所としての少し不適合が出てくるかなというところがございます。

中森慎二委員

ちょっと大事なところなので確認したいんやけど、学校はI sを0.75以上とみなさいという考え方に基いて、西橋北小学校の耐震調査を改めてしまったというわけでしょう。調査したら0.75以上あったから改めての耐震補強の必要はないですということをもとめて

言いたいわけじゃないの。でも、日本語としてわかりにくい、これ。耐震補強が必要とされる0.75以下ではないということを言いたいわけでしょう。

畠山教育施設課長

今回、耐震診断という、ゼロから、当初から全部やったものじゃなくて、平成12年に耐震補強診断をやった中で、経年による変わるものについてコンクリート強度、中性化という部分を取り出して、その部分が当初求めていた、例えば、コンクリートの強度を上回っていることが確認できたので、当初12年に行った耐震診断については、今も変わりなく有効に働いているという確認をさせていただいたところでございます。

中森慎二委員

それはわかるんやけど、耐震補強の目的とする I_s が0.75以上保っているという言い方がおかしくない。

樋口博己委員長

意味合いは通じているんですけども、表現の仕方がわかりにくいということだと思いますので。

中森慎二委員

それはちょっと直したほうがいいと思います。

畠山教育施設課長

わかりました。

中森慎二委員

それから、もう一つ、コンクリートの中性化試験の、コアの中性化のやつですが、2カ所というのは、どれとどれのコアのことを言うているんです。10ページの のナンバー1が一つ。

畠山教育施設課長

9ページの図面、下段、中央部。1 1、1階、ナンバー2、教材室西腰壁という部分で、平均して34.7mmと、筒もとで34.7mmという数字が出たということと、次ページ、10ページをおあけください。ここにございます一番下段、左側でございます。1 1、2階、ナンバー1、教室スマイルB南袖壁におきまして、平均で33.2mmが計測されたと、この2本でございます。

中森慎二委員

わかりました。

これも、あと、調べた後の話なんだけど、中性化というのは外壁部分に、外壁に接している、建物外のほうが影響が大きいわけです、一般的に。だから、内壁の部分というのは余り影響がないんです、一般的にね。だから、本来の中性化を調べるんなら、10ページの2階のスマイルBと南袖壁と書いてあるこれのもっと2階を調べるとか、この方向で本来もうちょっと調べる必要が本来あるんじゃないかなと僕は思うよ。

畠山教育施設課長

中性化につきましては、コンクリートの中に、アルカリの中に鉄筋があるということで、鉄筋がこれ以上さびにくくするような目的でそのアルカリが働いております。いろいろ建築のほうへ聞きますと、それがもし、アルカリが切れて水の浸入がある場合は、鉄筋が膨らんできてさび汁が出たり爆裂という形で、その膨張によってコンクリが飛んでいるような状況でございます。現在この学校につきましてはそういった部分は見受けられませんので、これ以上アルカリが落ちないように保護膜を塗装するというふうな形で考えていきたいと思っております。

中森慎二委員

だから、それはわかるんだけど、一般論で、コアの中性化という目的で調査するんなら、そちら側のほう、南側の部分をもう少しテストピースとしてとるのが望ましいんじゃないかということを僕は言っているんだけど。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

豊田政典委員

3番目の所管事務調査、学校施設と整備計画案についてですけど、説明いただいて、ようやく我々の意見を受けとめ始めてくれたかなという感想ですけど、中身、内容についてはいろんな意見があって、今後、検討するということを表明していただいているんですけども、要は、10年計画の2年間は、2年目がこととして、その計画に沿った予算が執行されていますけれども、これがコンクリート、固まったものじゃないよと、これから見直し作業もしていくしということだと受けとめますし、教育予算確保については積極的にという教育長の言葉もありました。

そんな中で、きょうは細かくは聞きませんが、特に学校規模適正化との絡みという意見が二つ、三つあって、それを反映した計画に直していくんだということですけども、どの時期も大事だと思うんですよ、どんどん進んでいっちゃうので。その辺の考え方をきょうは聞いておきたいな。早急に見直してもらう必要があるのかな。その前に適正化、全市的な計画みたいなところを、適正化計画というのをつくっていかなきゃいけないのかなと思うんですけども、1問だけそういう質問をしますので、答えをいただきたいなと、いただいております。

畠山教育施設課長

教育施設の畠山です。

学校施設につきましては、学校だけでは判断できないような、例えば、コミュニティー機能とか防災もございますので、適正化で、例えば、その用途が学校としてなくなったとしても、やはり大規模改修等をきっちりやって、いい状態で、ほかの行政目的にも使えるような状況を保っていかなあかんという部分も任務としてあるのかなと考えております。

そして、スピードの件なんですけれども、前回も少し触れさせていただきましたけれども、国のほうもやはりストックマネジメントという考え方に最近立ってきておりますので、長寿命化という考えに立ってきていますので、こういった大規模改修についてもそういう補助制度を充実していただけるというようなニュースも流れております。それらの効果ももちまして、財政当局にも負担が減るわけだから、スピードを上げてくれというふうな形で今後交渉していく必要があるというふうに考えております。

中森慎二委員

このベランダ式の改修の話ですが、資料の一番最後の13ページ。これは富田中学校の例であって、笹川中学校はこんなになっていないじゃん。北側に廊下があるし、各フロアに男女トイレもある。だから、富田中学校は改修が決まっている話で出しているんやで。ここは笹川中学校の話をしてへん。

畠山教育施設課長

笹川中学校、一番北側の建物は現在サッシがついておりますが、あれ、本来ベランダ校舎で、その部分に何らかの経過でサッシをつけてしまっているというふうな状況です。現場へ行きますと、やはり依然として教室とベランダ間には段差があるような状況でございます。

中森慎二委員

だから、それはフリーアクセスでも直せるんじゃないかって僕言ったやない。だから、富田中学校とは構造が違うというの、全く。北側に共通廊下があって、トイレは各フロアにあるしね。問題なのは、廊下と教室の間の段差だけの話じゃないのというの。だから、それが大規模改修をしなくちゃならない理由と、どういう整理ができているのかというのを教えてと僕は言っているの。

畠山教育施設課長

この写真を見ていただきますと、このFを見ていただきますと、ベランダの構造というのは、建物からせり出しているような形で、持ち出しているような、片持ちというんですけども、ベランダの先端側には柱がなくて、持ち出している状況でございます。こういった部分を、例えば段差を上げる、コンクリを例えば打ちますとか、それとか、壁をつくるというのは、構造的に大変大きな……。

中森慎二委員

笹川中学校の例でまた教えてくれない、資料をつくり直して。

樋口博己委員長

よろしいですか。

畠山教育施設課長

承知いたしました。

樋口博己委員長

資料をつくって、提出をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、協議会に移りたいと思います。

16:46 休憩

16:57 再開

樋口博己委員長

委員の皆様、1点だけ確認をさせていただきたいので、よろしくをお願いします。2月定例会議会の議会報告会の会場だけお決めいただきたいと思います。南部ブロック東というところがくくり、先般の議会運営委員会で決定になっておりますので、その中で、今までに議会報告会が開催されたのが中部の総合会館、日永地区の勤労者市民交流センター、塩浜地区の三重北勢健康増進センター、河原田地区の河原田小学校というのが今までに議会報告会がされておりますので、されていないのが常磐地区と楠地区になります。しかしながら、常磐地区の常磐西小学校の1階多目的室が、3月28日に開催のこのころに教室の、この多目的室が一般教室化の改修工事をする可能性があるということがありますので、できればこの楠地区で開催をさせていただきたいと。その中でも一番わかりやすいのが楠総合支所だと思われるんですが、こちらで開催ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、これで確認されましたので、本日の教育民生常任委員会は終了させていただきます。タイトな時間でご協力いただきまして、まことにありがとうございました。またどうぞ今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

16 : 58 閉議